

令和7年3月7日

令和7年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和7年3月5日 開会

令和7年3月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和7年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和7年3月7日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	杉山 直也君
若者定住推進課長	坂本 秀一君	総 務 課 長	山宮 忠仁君
住 民 課 長	岡部 優一君	福 祉 保 健 課 長	須崎 洋司君
観 光 産 業 課 長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡部 勝 君		

# 令和7年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和7年3月7日(金)

午前10時00分 開議

会 期 令和7年3月5日～3月18日(14日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第14号	令和6年度奥多摩町一般会計補正予算(第5号)	原案可決
3	議案第15号	令和6年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
4	議案第16号	令和6年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
5	議案第17号	令和6年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
6	議案第18号	令和6年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
7	議案第19号	令和6年度奥多摩町下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
8	議案第20号	令和7年度奥多摩町一般会計予算	予算特別委員会付託
9	議案第21号	令和7年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
10	議案第22号	令和7年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
11	議案第23号	令和7年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	予算特別委員会付託
12	議案第24号	令和7年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	予算特別委員会付託
13	議案第25号	令和7年度奥多摩町介護保険特別会計予算	予算特別委員会付託
14	議案第26号	令和7年度奥多摩町下水道事業会計予算	予算特別委員会付託
15	議案第27号	令和7年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	予算特別委員会付託

(午後3時35分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 14 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）、日程第 3 議案第 15 号 令和 6 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 4 議案第 16 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 5 議案第 17 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 6 議案第 18 号 令和 6 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 7 議案第 19 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第 3 号）、以上 6 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 14 号から議案第 19 号までの一般会計をはじめとする特別会計、企業会計全 6 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、内容の詳細につきましては、各課長からご説明させていただきますので、私からは総括的に説明をさせていただきます。議案書の補正予算 3 月のフォルダに各補正予算を格納しております。

はじめに、議案第 14 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 3,448 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 612 万 5,000 円とするものでございます。

第 2 条継続費の補正でございますが、既定の継続費の変更は、第 2 表継続費補正によるもの、第 3 条繰越明許費でございますが、地方自治法の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第 3 表繰越明許費によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

地方交付税は、普通交付税の増により 7,252 万 7,000 円を追加し、地方交付税の計を 21 億 2,792 万 8,000 円に、分担金及び負担金のうち負担金は 12 万 9,000 円を減額し、分担金及び負担金の計を 554 万 4,000 円に、使用料及び手数料のうち使用料は、実績により 645

万 9,000 円を減額し、使用料及び手数料の計を 1 億 3,507 万 5,000 円に、国庫支出金は、国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、デジタル基盤改革支援補助金の減などに伴い、国庫支出金合計で 4,908 万 5,000 円を減額し、国庫支出金の計を 2 億 9,160 万 2,000 円に、都支出金は、都負担金で地籍調査事業費負担金の減、都補助金で観光施設整備等事業補助金の減などに伴い、都支出金合計で 1,833 万 5,000 円を減額し、都支出金の計を 24 億 8,890 万 3,000 円に、財産収入のうち財産売払収入は、町有地売払収入の増などに伴い、財産収入合計で 644 万 1,000 円を追加し、財産収入の計を 5,044 万 1,000 円に、繰入金は、基金繰入金で 2 億 7,100 万円を減額し、財政調整基金、減債基金などに戻し、繰入金の計を 4 億 1,392 万 6,000 円に、諸収入は、雑入でデジタル基盤改革支援補助金の増などに伴い、諸収入で 3,153 万 3,000 円を追加し、諸収入の計を 4 億 8,649 万 1,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 2 億 3,448 万 4,000 円を減額し、歳入の合計額を 72 億 612 万 5,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は、議事録調製委託の減などに伴い、72 万 5,000 円を減額し、議会費の計を 8,158 万 1,000 円に、総務費は、総務管理費で庁舎建設整備事業費の減などに伴い、3,790 万 8,000 円を減額、選挙費で町長選挙費の実績による減などに伴い、907 万 5,000 円を減額するなど、総務費合計で 4,784 万 8,000 円を減額し、総務費の計を 13 億 9,774 万 3,000 円に、民生費は、社会福祉費で新たな住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費をはじめとした事業実績により民生費合計で 6,578 万円を減額し、民生費の計を 13 億 692 万 4,000 円に、衛生費は、保健衛生費で新型コロナウイルス感染症個別予防接種委託等の事業実績により衛生費合計で 1,589 万 6,000 円を減額し、衛生費の計を 6 億 178 万円に、農林水産業費は、林業費で森林環境整備基金積立金の増などに伴い、農林水産業費合計で 352 万 1,000 円を追加し、農林水産業費の計を 9 億 1,588 万 2,000 円に、商工費は、観光費で観光施設整備事業費の減などに伴い、商工費全体で 1,130 万 1,000 円を減額し、商工費の計を 5 億 2,227 万 4,000 円に、土木費は、住宅費で若者定住推進事業費の工事費等の額の確定に伴い、4,035 万 8,000 円を減額するなど、土木費合計で 7,012 万 5,000 円を減額し、土木費の計を 12 億 877 万 4,000 円に、4 ページをご覧ください。消防費は、住宅建築物土砂災害対策改修補助金の減などに伴い、386 万 6,000 円を減額し、消防費の計を 3 億 5,776 万 1,000 円に、教育費は、教育総務費で会計年度任用職員の報酬の減などに伴い、645 万 6,000 円を減額、社会教育費で文化会館管理費の工事費の事業費確定などに伴い、1,109 万 6,000 円を減額するなど、教育費合計で 2,211 万円を減額し、教育費の計を 6 億

1,134万1,000円に、諸支出金は16万2,000円を減額し、諸支出金の計を80万7,000円に、予備費は、予算調整により19万2,000円を減額し、予備費の計を2,086万4,000円とするもので、今回の歳出補正額は2億3,448万4,000円を減額し、歳出の合計額を72億612万5,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表継続費補正でございます。次の事業で継続費の変更をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、庁舎建設整備事業で、補正後の額が総額7億6,457万6,000円、年度及び年割額につきましては、令和5年度4億6,369万3,000円、令和6年度3億88万3,000円とするものでございます。

6ページをご覧ください。第3表繰越明許費でございますが、掲載の事業につきましては、事業を実施するための十分な事業期間を確保することが困難なため、翌年度に繰越して事業を実施するものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、妊婦支援給付金対応システム改修事業、金額が82万5,000円でございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

次に、議案第15号 令和6年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,942万1,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち使用料は、野営場使用料の減に伴い、460万円を減額し、使用料及び手数料の計を1,526万円に、繰入金のうち他会計繰入金は、一般会計繰入金400万円を追加し、繰入金の計を1億5,018万7,000円に、諸収入のうち雑入は40万円を減額し、諸収入の計を405万2,000円とするもので、今回の歳入補正額は100万円を減額し、歳入の合計額を1億7,942万1,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、利用管理費の事業費で光熱水費の減などに伴い、106万7,000円を減額するなど、総務費合計で100万円を減額し、総務費の計を1億7,907万1,000円とするもので、今回の歳出補正額は100万円を減額し、歳出の合計額を1億7,942万1,000円とするものでございます。

以上で、議案第 15 号の説明を終わります。

次に、議案第 16 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,143 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 3,702 万 3,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金のうち国庫補助金は 1 万 3,000 円を減額し、国庫支出金の計を 958 万 5,000 円に、都支出金のうち都補助金は、普通交付金などの減に伴い、6,126 万 9,000 円を減額し、都支出金の計を 5 億 3,585 万 7,000 円に、繰入金は 14 万 9,000 円を減額し、繰入金の計を 1 億 268 万 9,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 6,143 万 1,000 円を減額し、歳入の合計額を 7 億 3,702 万 3,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は 76 万 1,000 円を減額し、総務費の計を 2,479 万 1,000 円に、保険給付費は、療養諸費で一般被保険者療養給付費見込額の減に伴い、5,000 万円を減額、高額療養諸費で一般保険者高額療養費の見込額の減に伴い、500 万円を減額するなど、保険給付費全体で 5,690 万円を減額し、保険給付費の計を 5 億 137 万 7,000 円に、保健事業費は、保健事業費で実績により 287 万 4,000 円を減額するなど、保健事業費合計で 377 万 4,000 円を減額し、保健事業費の計を 1,316 万 7,000 円に、諸支出金は 4,000 円を追加し、諸支出金の計を 2,173 万 5,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 6,143 万 1,000 円を減額し、歳出の合計額を 7 億 3,702 万 3,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 16 号の説明を終わります。

次に、議案第 17 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 895 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,283 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち後期高齢者医療保険料は、実績により 43 万円を追加し、保険料の計を 9,555 万 2,000 円に、国庫支出金のうち国庫補助金は、区市町村支援事業補助金などの増に伴い、375 万 5,000 円を追加し、国庫支出金の計を 408 万円に、繰入金のうち一般会計

繰入金は、額の確定に伴い、1,356万5,000円を減額し、繰入金の計を1億2,488万2,000円に、諸収入は、受託事業収入で42万3,000円を追加し、諸収入の計を1,180万9,000円とするもので、今回の歳入補正額は895万7,000円を減額し、歳入の合計額を2億4,283万5,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

広域連合納付金は、実績により1,032万9,000円を減額し、広域連合納付金の計を2億2,124万円に、保健事業費は、健康診査等委託の増に伴い、124万9,000円を追加し、保健事業費の計を976万8,000円に、葬祭費は、実績により10万円を追加し、葬祭費の計を575万円に、諸支出金のうち繰出金は、実績により2万3,000円を追加し、諸支出金の計を188万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は895万7,000円を減額し、歳出の合計額を2億4,283万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

次に、議案第18号 令和6年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ709万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億140万1,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち介護保険料は、実績により251万3,000円を追加し、保険料の計を1億7,565万円に、国庫支出金のうち国庫負担金は169万円を減額、国庫補助金は80万円を減額し、国庫支出金の計を2億937万3,000円に、支払基金交付金は276万6,000円を減額し、支払基金交付金の計を2億2,293万1,000円に、都支出金のうち都負担金は91万円を減額、都補助金は21万6,000円を減額し、都支出金の計を1億3,300万3,000円に、繰入金は、額の確定に伴い、322万8,000円を減額し、繰入金の計を1億2,526万2,000円とするもので、今回の歳入補正額は709万7,000円を減額し、歳入の合計額を9億140万1,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち総務管理費は34万5,000円を追加し、総務費の計を700万9,000円に、保険給付費は、介護サービス等諸費で居宅介護サービス給付費の減に伴い、980万円を減額、高額介護サービス等費で340万円を追加、特定入所者介護サービス等費で特定入所者介護サービス費の減に伴い、200万円を減額するなど、保険給付費合計で707万9,000円を減

額し、保険給付費の計を7億9,025万円に、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防デイサービス事業委託などの減に伴い、地域支援事業費全体で235万6,000円を減額し、地域支援事業費の計を7,069万6,000円に、基金積立金は、介護給付費準備基金への積立てに伴い、270万4,000円を追加し、基金積立金の計を1,435万9,000円とするもので、今回の歳出補正額は709万7,000円を減額し、歳出の合計額を9億140万1,000円とするものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

次に、議案第19号 令和6年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条は、総則となります。

第2条予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の下水道事業収益のうち営業外収益は1,190万円を減額し、下水道事業収益の計を6億3,157万9,000円に、支出の下水道事業費用のうち営業費用は1,190万円を減額し、下水道事業費用の計を6億104万4,000円とするものでございます。

第3条予算書に第9条として債務負担行為に関する条文を追加し、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、事項は、川井地内緊急不明水調査業務委託、期間が令和6年度から令和7年度まで、限度額を812万6,000円と定めるものでございます。

以上で、議案第14号から議案第19号までの6会計の補正予算の説明を終わります。今年度最終の補正予算であり、今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いします。

はじめに、議案第14号について各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第14号 令和6年度奥多摩町一般会計補正予算（第5号）の内容につきましてご説明をいたします。

はじめに9ページをご覧ください。歳入でございます。

款10 地方交付税7,252万7,000円の増額は、普通交付税の再算定に伴い、基準財政需要額のうち臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費において追加交付があったことによるもので、再算定後の令和6年度普通交付税交付額は19億5,792万8,000

円となります。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 12 分担金及び負担金です。項 01 負担金、目 01 民生費負担金 12 万 9,000 円の減額は、説明欄記載の負担金を実績見込みにより減額、または増額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、款 13 使用料及び手数料です。項 01 使用料、目 03 農林水産業使用料 93 万 6,000 円の減額は、節 02 農林水産施設使用料で、説明欄記載の栃寄養魚池と峰谷養魚池について昨年夏の豪雨の影響等により養殖魚が大量に死滅し、経営状況が悪化したことに伴い、氷川漁協及び小河内漁協から養魚池使用料並びに借地料の減免申請があったため、それぞれ減額するもので、滞在型農園は、海沢ふれあい農園使用料を実績見込みにより減額するものです。

次に、目 04 商工使用料 291 万 2,000 円の減額は、節 01 観光施設使用料で、説明欄記載の大沢国際釣場は、昨年の度重なるゲリラ豪雨の影響を受け、臨時休業により経営状況が悪化したことに伴い、指定管理者である株式会社T O K Y Oトラウトントリーから使用料及び借地料の減免申請があったため、39 万 7,000 円を減額し、次のおくたまコミュニティセンターもえぎの湯は、外壁等改修工事に伴い、12 月から3月まで営業ができないことから、4 か月分の施設使用料 311 万 5,000 円を減額するもので、次の氷川駐車場及び小丹波駐車場は、実績見込みにより増額、或いは減額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 05 土木使用料の 261 万 1,000 円の減額は、節 01 住宅使用料で栃久保第1住宅、町営栃久保第2住宅及び公営日向住宅の入居者退去に伴い、1月末現在の調定見込額により町営・公営住宅使用料を 193 万 4,000 円減額し、いなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅及び町営若者住宅使用料につきましては、実績見込みによりそれぞれ減額するものです。次の過年度分 22 万円の増額は、7 期分の過年度使用料を計上するものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、10 ページをご覧ください。款 14 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金 406 万 6,000 円の減額は、内訳といたしまして、節 01 社会福祉費負担金 93 万 9,000 円の減額は、交付額確定により説明欄記載の各負担金をそれぞれ増額、或いは減額するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次の節 02 児童福祉費負担金 312 万 7,000 円の減額は、説明欄記載の児童手当費負担金を児童手当支給の実績見込みにより 783 万 5,000 円を減額し、子どものための教育・保育給付費負担金は、実績見込みにより 470 万 8,000 円を増額するものです。詳細は、歳出の保育所措置費で説明します。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 03 教育費国庫負担金、節 01 教育総務費負担金 65 万 6,000 円の増額は、幼稚園等補助事業費を実績により増額するものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金、節 01 総務費補助金 4,939 万 3,000 円の減額は、内訳といたしまして、説明欄記載の個人番号カード交付事務費補助金では、実績見込みにより 11 万円を減額するもの、デジタル基盤改革支援補助金では科目組替えにより 2,380 万円を皆減するもの、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金では、事業費の確定により 2,548 万 3,000 円を減額するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次の目 02 民生費国庫補助金、節 01 社会福祉費補助金 77 万円の増額は、説明欄記載の障害者総合支援事業補助金として、障害者自立支援給付審査支払い等システム改修に係る補助金を見込み、節 02 児童福祉費補助金 592 万円の増額は、説明欄記載の補助金を実績見込みによりそれぞれ増減し、次の目 03 衛生費国庫補助金 81 万 8,000 円の増額は、説明欄記載の出産・子育て応援交付金を妊婦支援給付対応システム改修に伴う補助金を見込むものです。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 次に、目 04 土木費国庫補助金 293 万円の減は、主に説明欄記載の社会資本整備総合交付金の対象となるリフォームによる移住定住応援補助金がなかったことから、実績により減額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 05 消防費国庫補助金の 77 万 2,000 円の減額は、節 01 消防費補助金を減額するもので、補助申請の見込みがないため、減額するものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次のページをお願いします。次に、目 06 教育費国庫補助金、節 01 小学校費補助金 8 万 8,000 円の減額は、説明欄記載の実績により減額するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 15 都支出金、項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金 559 万 8,000 円の減額は、内訳といたしまして、節 01 社会福祉費負担金 241 万 2,000 円の減額及び節 02 児童福祉費負担金 318 万 6,000 円の減額は、説明欄記載の各負担金について交付額確定によりそれぞれ増額、或いは減額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 03 土木費都負担金の 456 万 6,000 円の減額は、長畑北地区で実施いたしました地籍調査事業に係る補助金交付額の確定によるものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 04 教育費負担金、節 01 教育総務費負担金 32 万 8,000 円の増額は、幼稚園等補助事業費を実績により増額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の項 02 都補助金、目 01 総務費都補助金 51 万 3,000 円の増額は、節 03 伐木事業補填収入で、説明欄記載の都水源林交付金の額の確定によるも

のです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次の目 02 民生費都補助金 64 万 7,000 円の減額は、節 01 社会福祉費補助金から 12 ページにかけて節 02 児童福祉費補助金まで、補助金実績見込みによりそれぞれ増減するものです。

次の目 03 衛生費都補助金 46 万 4,000 円の減額は、節 01 保健衛生費補助金において実績見込みによりそれぞれ減額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、目 04 農林水産業費都補助金、節 01 農業費補助金 44 万 6,000 円の増額は、説明欄記載のうち、中段の山村・離島振興施設整備事業補助金は、実績に基づき 6 万 9,000 円増額し、上段の農作物獣害防止対策事業費補助金 362 万 3,000 円の減額は、補助率の高いデジタル技術を活用した農作物獣害防止対策事業補助金に組替え、実績に基づき、補助率 3 分の 2 で 400 万円を新たに計上するもので、次の節 02 林業費補助金 486 万 6,000 円の増額は、説明欄記載の搬出困難箇所森林整備事業補助金は、実績に基づき 5,000 円減額し、公共施設多摩産材利用促進事業費補助金は、森林セラピー事業費の財源として補助率 2 分の 1 で 487 万 1,000 円を新たに計上するものです。

13 ページをご覧ください。目 05 商工費都補助金、節 01 観光費補助金 728 万 1,000 円の減額は、説明欄記載の観光施設整備等事業補助金は、充当事業の額の確定により 733 万 6,000 円を減額し、次の特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金は、東京都都市整備局所管の当該支援事業を活用し、青梅奥多摩エリアの観光公害対策として、青梅市と連携した新たな取組を本格的には来年度の実施を予定しておりますが、今年度はその前段として、当町では冬期宿泊補助事業におけるアンケートの追加対応費用に当該支援事業補助金を充当するため、補助率 2 分の 1 で 5 万 5,000 円を新たに計上するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 06 土木費都補助金の 2 万 4,000 円の増額は、内訳として、節 01 道路橋梁費補助金の 390 万 4,000 円の減額は、町道 3 路線の整備に係る市町村土木費補助金の交付額の確定に伴い、減額するものです。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 次に、節 02 住宅費等補助金 392 万 8,000 円の増額は、内訳としまして、説明欄記載の空家利活用等区市町村支援事業補助金の増は、空家等活用促進事業交付金の実績見込みにより増額を見込むもので、次の島しょ山村地域への定住促進サポート事業費補助金の減は、実績見込みにより減額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 07 消防費都補助金の 38 万 6,000 円の減額は、節 01 防災費補助金で、補助申請が見込まれないため、減額するものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 08 教育費都補助金、節 01 教育総務費補助金 70 万

1,000 円の減額は、説明欄記載の事業費を実績見込みにより減額、節 02 社会教育費補助金 62 万 7,000 円の減額は、スポーツフェスティバル事業費の額確定により減額するものです。  
○総務課長（山宮 忠仁君） 次は、項 03 都委託金です。目 01 総務費委託金は 494 万 3,000 円の減で、節 03 統計調査費委託金 132 万 5,000 円の減では、説明欄記載の各調査費の実績見込みに基づいて減額、或いは増額するものです。

次のページをご覧ください。節 05 選挙費委託金 361 万 8,000 円の減では、説明欄記載の各選挙費の実績に基づいて減額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次の目 05 商工費委託金、節 01 観光費委託金 400 万円の増額は、説明欄記載の委託金を実績見込みにより増額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 06 土木費委託金の 17 万 3,000 円の減額は、東京都との契約額の確定により奥多摩周遊道路管理委託金を減額するものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 07 教育費委託金、節 01 教育総務費委託金 10 万 9,000 円の増額は、説明欄記載の事務処理交付金の実績により増額、節 02 社会教育費委託金 323 万 5,000 円の減額は、説明欄記載の水と緑のふれあい館事業費の実績により減額するものです。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 次は款 16 財産収入です。項 01 財産運用収入、目 01 財産貸付収入 67 万 6,000 円の減は、節 01 貸地料が 1 万 9,000 円の減で、内訳としまして、その他の貸地 2 万 4,000 円の減は、災害対策用職員住宅の駐車場の貸地料で、実績見込みによるものです。

次の定住対策用地貸地 4 万 3,000 円の増は、留浦地内にある用地を公共工事を受託した事業者へ貸与したことにより増額するものです。

次の節 02 貸家料は 69 万 5,000 円の減で、内訳としまして、災害対策用職員住宅 57 万円の減は、当該年度中の入退去等実績見込みによるものです。

次の移住等体験住宅 12 万 5,000 円の減は、利用実績により減額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の項 02 財産売払収入、目 01 不動産売払収入 711 万 7,000 円の増額は、節 01 土地売払収入で、小丹波字竹の平地内の分譲地と氷川字大氷川地内の町有地の売払いによるものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、15 ページをご覧ください。款 18 繰入金、項 01 特別会計繰入金、目 02、節 01 後期高齢者医療特別会計繰入金 2 万 3,000 円の増額は、実績見込みにより増額するもので、詳細は後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の項 02 基金繰入金では、目 01 財政調整基金繰入金

から目 08 森林環境整備基金繰入金まで、合計 2 億 7,100 万円を減額するもので、財源不足や事業充当を目的として、それぞれの基金から取り崩していたものを財源調整や事業の実績見込みなどにより戻入れを行うものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、款 20 諸収入、項 04 受託事業収入、目 03 巨樹・巨木林データ整備受託収入 55 万円の減額は、巨樹・巨木林調査データ整備を行っていた日原自治会委託の森林館職員が退職したことに伴い、事務を受託しなかったため減額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、項 05 雑入、目 02、節 01 実費徴収金 61 万 8,000 円の減額は、説明欄記載のうち栃寄養魚池、峰谷養魚池及び大沢国際釣場の借地料は、款 13 使用料及び手数料でご説明いたしましたとおり、氷川漁協、小河内漁協及び T O K Y O トラウトカントリーから減免申請があったことからそれぞれ減額するものです。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 次の移住体験住宅電気料等から、16 ページをお願いします。水と緑のふれあい館電気料等まで、それぞれ実績見込みにより増減するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の目 04 市町村振興宝くじ収益配分金 18 万 4,000 円の減額は、ハロウィンジャンボ宝くじ収益配分金の交付額確定によるものです。

次の目 07 雑入 4 万円の減額は、説明欄記載の水と緑のふれあい館太陽光余剰電力売払収入を実績見込みにより減額するものです。

次の目 08 東京都区市町村振興協会補助金 1 万 5,000 円の減額は、説明欄記載の宝くじインターネット販売 P R 補助金に係るもので、今年度の交付がないことから皆減するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次の新薬・未承認薬等研究開発支援センター助成金 625 万円の減額は、接種人数の実績見込みにより減額するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 10 地方公共団体情報システム機構補助金 3,919 万円の皆増は、先程 10 ページでご説明いたしましたデジタル基盤改革支援補助金を国庫支出金から諸収入に歳入科目を組み替えるもので、上限額の引上げに伴い、補助金額も増額するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

それでは、17 ページからは歳出予算に入りますが、その前に人件費につきまして総括的に説明させていただきます。大変恐れ入りますが、64 ページの給与費明細書をご覧ください。

人件費は、各事業費の補正予算のうち、節 01 報酬、節 02 給料、節 03 職員手当等及び節 04 共済費に係るもので、これらの人件費につきましては、この給与費明細書によりご説明させていただきます。

64 ページは特別職についての表となります。この表で上段の区分欄を右に進んでいただき、給与費の中の報酬欄がありますが、そこから最下段にございます比較では、その他で実績見込み等により 197 万 7,000 円の減額を行い、給与費の合計で 197 万 7,000 円の減額を行うものでございます。また、比較欄における長等の共済費では所要の調整により 130 万円の減額を行い、この特別職の表の合計では 327 万 7,000 円の減額補正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。一般職における総括表となりますが、この表では実績見込み及び所要の調整等により補正を行うものでございます。上段の表におきましては職員数を 1 人減とし、給与費の報酬で 454 万 9,000 円、給料で 407 万 5,000 円の減額を、職員手当では 319 万 2,000 円の増額を行い、給与費計で 543 万 2,000 円の減額とし、共済費で 90 万 4,000 円の減額を行い、合計で 633 万 6,000 円の減額補正を行うものでございます。

なお、職員手当については、下段の内訳表におきまして記載のとおり、地域手当をはじめとする各区分で減額、或いは増額するものでございます。

次のページをご覧ください。会計年度任用職員以外の職員についての表でございます。総括表で説明いたしました給与費欄のうち、ここでは給料で 49 万 8,000 円を減額し、職員手当では 830 万 4,000 円の増額を行い、給与費計で 780 万 6,000 円の増額とし、共済費で 20 万円の減額を行い、合計で 760 万 6,000 円の増額とするものでございますが、職員手当につきましては、下段の内訳表に記載のとおり、退職手当組合負担金の増額や各部署に配置されている職員の勤務状況等に応じて超過勤務手当見込み分を含め、各区分で減額、或いは増額するものでございます。

次のページをご覧ください。会計年度任用職員についての表でございます。こちらでは職員数を 1 人減とし、報酬で 454 万 9,000 円、給料で 357 万 7,000 円、職員手当で 511 万 2,000 円をそれぞれ減額し、給与費計で 1,323 万 8,000 円の減額とし、共済費で 70 万 4,000 円の減額を行い、合計で 1,394 万 2,000 円を減額するものでございますが、職員手当につきましては、下段の内訳表に記載のとおり、各部署に配置されている会計年度任用職員の勤務状況等に応じて所要の調整を行うものです。

以上で、人件費に係る給与費明細書の説明を終わらせていただきます。恐れ入りますが、再度 17 ページにお戻りください。歳出に入ります。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時から再開します。

午前 10 時 51 分休憩

午前 11 時 00 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出の説明からお願いしたいと思います。局長。

○議会事務局長（新島 和貴君） それでは、17 ページをご覧ください。歳出となります。

款 01 議会費、項 01 議会費、目 01 議会費は、総額で 72 万 5,000 円の減額を見込むもので、事業（01）議会事務局費では、実績により節 08 旅費の 2 万 5,000 円を不用額とし、事業（02）議会運営費では、節 08 旅費から節 18 負担金・補助及び交付金までは、実績見込みにより 70 万円を減額するものです。

以上で、款 01 議会費を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次は款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費、（01）一般管理費は 948 万円の増で、次のページにかけまして人件費について所要の調整を行うものです。

次の（02）職員研修費 47 万円の減は、実績見込み等により減額するもので、次の（06）災害対策用職員住宅管理費は、財源組替えによるものです。

次の目 03、（01）広報費 41 万円の減は、実績見込み等により減額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次に、目 07 企画費では 4,795 万 6,000 円の減額で、内訳といたしまして、事業（01）企画費では、節 18 負担金・補助及び交付金が 213 万円の増額で、これは説明欄記載のバス路線維持対策費補助金の額の確定に伴うものであり、補正後の金額は 6,813 万円となります。

次の事業（02）企画事業費では 150 万円の増額を見込むもので、説明欄記載の第 6 期長期総合計画策定業務委託について概要版を含む冊子の製作及び印刷費を追加するため増額するものです。

次のページをお願いいたします。事業（03）庁舎建設整備事業費 5,163 万 6,000 円の減額は、節 08 旅費は不用額で、節 12 委託料は、説明欄記載の庁舎建設基本・実施設計業務委託は、事業費確定による減額、町有林伐採搬出等作業委託は、建設スケジュールの見直しにより伐採時期が後ろ倒しとなり、今年度に伐採を行わないこととしたため皆減し、令

和7年度当初予算へ計上させていただくものです。

次の節14工事請負費1,840万1,000円の減額は、庁舎建設予定地内住宅棟解体撤去工事においてアスベスト除去費用を見込んでおりましたが、調査の結果、アスベストが検出されなかったことから除去費用等を減額するもので、不用額として整理させていただいたものです。

次に、事業(04)大学連携事業費5万円の増額は、節14工事請負費で、説明欄記載の多機能型地域活性化拠点AUBAのブレーカー等の交換工事を行うものですが、現在のアンペアが20アンペアであり、カフェ事業の運営に支障を来すことから、30アンペアに変更するものとなります。

○総務課長(山宮 忠仁君) 次の目08電子計算費1,321万7,000円の減につきましては、(01)電子計算管理費から(03)デジタル推進費まで実績見込み及び不用額により減額するものです。

○企画財政課長(杉山 直也君) 20ページをお願いいたします。目10基金運用費1,466万5,000円の増額は、内訳として、事業(01)減債基金費1,545万1,000円の増額で、歳入でご説明いたしました普通交付税の追加交付に当たり、令和7年度、令和8年度分の臨時財政対策債償還金基金費が追加算定され、臨時財政対策債の償還費としてそれぞれの年度の償還に活用するため、当該金額を基金に積み立てるものです。

次の事業(03)公共施設整備基金費78万6,000円の減額は、説明欄記載の原資となります農林水産施設使用料の減額に伴い、公共施設整備基金への積立てを減額するものです。

○住民課長(岡部 優一君) 次に、項02徴税費、目01、事業(01)税務総務費50万円の増額及び次の項03、目01、事業(01)戸籍住民基本台帳費10万円の増額は、いずれも節03職員手当等において職員費、職員人件費の調整によりそれぞれ増額するものです。

次に、目02、事業(01)社会保障・税番号制度費11万円の減額は、内訳といたしまして、節11役務費5万円の増額は、実績見込みにより郵券代を増額するもの、節12委託料16万円の減額は、説明欄記載のマイナンバーカード特急発行用顔写真撮影アプリが発売中止となったため、設定委託を皆減するもので、財源につきましては、歳入国庫支出金でご説明いたしました個人番号カード交付事務費補助金です。

○総務課長(山宮 忠仁君) 次は21ページをご覧ください。項04選挙費です。目03町長選挙費から24ページの目05衆議院議員選挙費まで、25ページに記載の合計907万5,000円の減額補正を行うもので、これらは実績見込み及び不用額により減額するものです。

引き続き 25 ページをご覧ください。次の項 05 統計調査費、目 01 基幹統計費では、(01) 経済センサス統計調査費から 26 ページの (06) 全国家計構造調査費まで、合計で 132 万 5,000 円の減額補正を行うもので、これらは実績見込み及び不用額により減額するものです。

○議会事務局長（新島 和貴君） 次に、項 06 監査委員費、目 01 監査委員費は、総額で 3 万円の減額を見込むもので、事業 (01) 監査委員費では、実績見込みにより節 08 旅費 3 万円を減額するものです。

以上で、款 02 総務費を終わります。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、27 ページをご覧ください。款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、目 01、事業 (01) 社会福祉総務費 99 万円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費において説明欄記載の職員人件費の調整によりそれぞれ減額するものです。

次に、事業 (16) 国民健康保険事業費 154 万 8,000 円の減額は、内訳といたしまして、節 01 報酬 7 万 1,000 円の減額は、国保運営協議会委員報酬を不用額とするもの、節 03 職員手当等 10 万円の増額は、説明欄記載の職員人件費の調整により増額するもの、節 08 旅費 2,000 円の減額は、節 01 報酬と同様に不用額とするもの、節 27 繰出金 157 万 5,000 円の減額は、交付額確定に伴い、説明欄記載の各繰出金についてそれぞれ増額、或いは減額するもので、詳細は国民健康保険特別会計でご説明いたします。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 28 ページをご覧ください。次の事業 (20) 新たな住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費から事業 (22) 定額減税補足給付金（調整給付）支給事業費については、事業が完了したことから不用額とするものです。

29 ページをご覧ください。次に、目 02 老人福祉費、事業 (01) 高齢者福祉地域支援事業費から 30 ページ、事業 (05) 高齢者火災安全システム事業費まで、説明欄記載のとおり、各事業に係る費用について実績見込みによりそれぞれ減額するもので、次の事業 (07) 高齢者自立支援住宅改修給付事業費は、増減はなく、財源組替えによるもので、次の事業 (12) 高齢者クラブ運営費補助事業費から事業 (15) 人にやさしい道づくり整備事業費まで、説明欄記載のとおり、各事業にかかる費用について実績見込みによりそれぞれ増減するもので、次の事業 (20) 介護保険事業費及び 31 ページ、事業 (21) 後期高齢者医療事業費は、いずれも節 27 繰出金を実績見込みにより、説明欄記載のとおり増減するもので、詳細はそれぞれ介護保険会計及び後期高齢者医療特別会計で説明いたします。

次の事業 (23) 筋力向上トレーニング施設事業費及び事業 (25) 認知症地域支援推進事業費については、実績見込みにより増減するものです。

次に、目 03 心身障害者福祉費、事業（03）在宅心身障害者福祉手当給付事業費から 32 ページ、事業（10）障害者地域生活支援事業費まで、実績見込みにより増減するものです。

次に、項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費、事業（02）ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費から 33 ページにかけて事業（10）少子化対策事業費まで、それぞれ説明欄記載のとおり、実績見込みにより増減するもので、次の事業（11）出産子育て・ママパパ応援事業費 182 万 9,000 円の増額は、節 12 委託料で妊婦支援給付対応システム改修委託を令和 7 年 4 月から子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付の開始に伴い、既存のシステムを改修するため新たに計上し、節 22 償還金・利子及び割引料は、国都補助金の交付額確定により新たに計上し、返還するものです。

次に、目 02 児童措置費、34 ページをご覧ください。事業（01）保育所措置費 703 万 8,000 円の増額は、節 12 委託料で、国の公定価格の増額に伴う保育士等の人件費の増によるもので、節 18 負担金・補助及び交付金は、それぞれ説明欄記載の補助金を実績見込みにより増減するもので、次の事業（02）児童手当費及び事業（03）児童育成手当費については、それぞれ説明欄記載の手当について実績見込みにより増減するものです。

次に、目 03 児童健全育成事業、事業（01）放課後居場所づくり事業費は、増減はなく、財源組替えによるものです。

35 ページをご覧ください。次に、目 04 子ども家庭支援センター事業費、事業（01）子ども家庭支援センター事業費 73 万 8,000 円の減額は、節 02 から節 03 職員手当等は人件費の調整で、節 07 報償費及び節 12 委託料は、実績見込みによりそれぞれ増減するもので、節 22 償還金・利子及び割引料は、都補助金の交付額確定により新たに計上し、返還するものです。

次の事業（02）ファミリー・サポート・センター事業費及び 36 ページをご覧ください。事業（03）病後児預かり事業費まで、実績見込みによりそれぞれ増減するものです。

次に、款 04 衛生費、項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費、事業（01）保健衛生総務費は、人件費の調整で、事業（02）保健福祉センター管理費 171 万 2,000 円の増額は、節 10 需用費から 37 ページにかけ、節 14 工事請負費まで、実績見込みにより増減するもので、次の事業（03）古里診療所事業費 42 万 9,000 円の減額は、節 17 備品購入費で、磁気加振式温熱治療器の契約額の確定により不用額とし、次の事業（08）骨髓移植ドナー支援事業費 42 万円の減額は、実績見込みにより減額するものです。

次に、目 02 予防費、事業（01）健康づくり推進事業費から、38 ページ最下段、事業（11）生活習慣病等予防事業費まで、それぞれ説明欄記載のとおり、実績見込みにより増

減するもので、主な減額は、新型コロナウイルス感染症個別予防接種委託の接種見込みにより減額するものです。

39 ページをご覧ください。目 03 母子健康事業費、事業 (01) 1 歳 6 か月児健康診査事業費から事業 (06) 3 歳児健康診査事業費まで、それぞれ説明欄記載のとおり、実績見込みにより不用額、或いは減額するもので、次の事業 (07) 5 歳児健康診査事業費、節 22 償還金・利子及び割引料は、都補助金の交付額確定により計上し、返還するものです。

次の事業 (09) 母親学級 (育児科) 事業費 3 万 4,000 円の減額は、実績見込みにより減額するものです。

○環境担当主幹 (原島 保君) 次に、目 04 環境衛生費 46 万 3,000 円の減額は、40 ページをご覧ください。事業 (01) 環境衛生総務費において節 01 報酬から節 08 旅費までは、委員または職員人件費の調整によるもので、節 10 需用費及び節 12 委託料は、実績により不用額とするものでございます。

次の事業 (02) 環境対策事業費の節 01 報酬は、今年度予定しておりました審議会が終了したため、不用額とするものです。

次に、項 02 清掃費、目 02 塵芥処理費 4 万 5,000 円の減額は、事業 (01) ごみ処理事業費において、節 13 使用料及び賃借料は、ごみ収集車のリース料の契約額が確定したことに伴い、減額するものです。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長 (大串 清文君) 次に、款 06 農林水産業費です。41 ページをご覧ください。項 01 農業費、目 01、事業 (01) 農業推進協議会費 12 万 4,000 円の減額は、人件費及び旅費の所要額の調整によるもの、節 10 需用費は、実績見込みにより消耗品費を減額するものです。

次に、目 02 農業総務費 141 万 5,000 円の減額は、内訳として、事業 (02) 農作物有害鳥獣対策事業費 142 万 6,000 円の減額は、節 08 旅費は、緊急捕獲への職員の随行がなかったため皆減するもので、次の節 18 負担金・補助及び交付金 135 万 5,000 円の減額は、説明欄記載の補助事業の実績見込みによりそれぞれ減額するものです。

○環境担当主幹 (原島 保君) 次に、事業 (03) 簡易給水施設管理費 9 万 5,000 円の増額は、節 10 需用費において、峰簡易給水施設工区増圧ポンプの老朽化に伴う故障により修繕費を見込むものです。

○観光産業課長 (大串 清文君) 次の事業 (04) 山村地域農林業振興事業費 8 万 4,000 円の減額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、ワサビ田用モノレール設置事業の完了によ

り不用額として整理するものです。

次に、目 03 農業振興費 102 万 7,000 円の減額は、42 ページをご覧ください。内訳として、事業 (01) 農業振興総務費 44 万 5,000 円の減額は、節 07 報償費から節 12 委託料まで、実績により不用額とし、次の事業 (02) 町農林業等振興事業費 58 万 5,000 円の減額は、節 01 報酬は、人件費の調整で、節 08 旅費及び節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載のとおり実績なくそれぞれ皆減するもので、次の事業 (03) 体験農園管理運営事業費 3,000 円の増額は、節 01 報酬は、人件費の調整で、節 13 使用料及び賃借料は、実績により減額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次は、項 02 林業費、目 01 林業総務費、43 ページになりますが、事業 (03) 森林環境整備基金費 1,279 万 7,000 円の増額は、節 24 積立金で、森林環境譲与税を充当予定であった事業費の減額等に伴い、充当予定であった財源を基金に積み立てるものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、目 02 林業振興費、事業 (02) 林業構造改善事業費 6 万 2,000 円の減額は、説明欄記載の協議会の今年度分の開催が終了したことに伴い、節 01 報酬及び節 08 旅費を減額するものです。

次に、目 03 森林費 484 万 1,000 円の減額は、内訳として、事業 (01) 森林保全・活用総務費 448 万 6,000 円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費まで、人件費の調整によるもので、次の節 15 原材料費は、説明欄記載のとおり実績見込みにより減額するもので、44 ページをご覧ください。事業 (05) 森林セラピー事業費は、財源組替えによるもので、次の事業 (07) 森林環境整備事業費 35 万 5,000 円の減額は、節 12 委託料で、森林境界確定作業委託の額の確定により不用額として整理するもので、次の節 18 負担金・補助及び交付金 30 万円の減額は、説明欄記載の負担金を実績により減額するもので、次の事業 (08) 搬出困難箇所森林整備事業費は、財源組替えによるものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 林道治山費は 98 万 1,000 円の減額で、内訳として、事業 (02) 都補助林道開設事業費は 53 万 1,000 円の減額で、節 12 委託料で、西川線林道立木伐採委託の契約額の確定により不用額を整理するもので、次の事業 (05) 都営事業負担金は、東京都施工の越沢線林道の開設工事が未執行となったため、開設に係る立木の補償費を減額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、項 03 水産業費、目 01、事業 (01) 水産業総務費 82 万 6,000 円の減額は、節 02 給料から 45 ページにかけて節 04 共済費まで、人件費の調整によるものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費です。項 01 商工費、目 01 商工総務費 75 万 3,000 円の増額は、内訳として、事業（02）商工振興費 3,000 円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料で、過年度分の都補助事業奥多摩商協歳末大売出しの実績確定に伴う返還金として 3,000 円を新たに計上するもので、次の事業（03）小口事業資金融資事業費 75 万円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の補助金について実績見込みにより増額するものです。

次に、項 02 観光費、目 01 観光総務費 190 万 4,000 円の減額は、内訳として、事業（01）観光総務費 8,000 円の増額は、節 02 給料及び節 03 職員手当等は、46 ページにかけて人件費の調整によるもので、次の節 10 需用費は、実績見込みにより消耗品費を減額するもので、次の事業（04）花の里づくり事業費及び事業（05）日照確保対策事業費は、今年度の申請がなかったことから、それぞれ皆減するものです。

次の事業（06）山のふるさと村管理運営事業特別会計繰出事業費 400 万円の増額は、歳入でご説明いたしました商工費委託金、山のふるさと村管理運営委託金を繰り出すものですが、詳細につきましては特別会計予算でご説明いたします。

次の事業（07）観光施設等整備基金 351 万 2,000 円の減額は、歳入の款 13 使用料及び手数料でご説明いたしましたおくたまコミュニティセンターもえぎの湯の使用料の減額に合わせて積立金の額を調整するものです。

次に、目 02 観光施設費 1,015 万円の減額は、内訳として、事業（01）観光施設維持管理費は、財源組替えによるもので、次の事業（02）観光施設整備事業費 1,015 万円の減額は、節 12 委託料は、景観伐採委託額確定により不用額とし、次の節 14 工事請負費 1,000 万円の減額は、47 ページにかけて説明欄記載の氷川・川井キャンプ場トイレ改修工事について、川井キャンプ場トイレ改修費は、見積額が大幅に増額したことに伴い、今年度は氷川キャンプ場トイレのみの改修としたことから減額するものです。

なお、川井キャンプ場のトイレ改修は、来年度以降、都補助の財源を確保した上で実施予定であります。

次の節 21 補償・補填及び賠償金の立木補償費については、事業費確定により不用額として整理するものです。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費でございます。項 01 土木管理費、目 01 土木総務費は 323 万 7,000 円の減額で、内訳として、事業（02）奥多摩周遊道路管理費は、節 12 委託料で、契約額の確定に伴い、不用額を整理し、次の事業（03）登記事務費

は 148 万円の減額を見込むもので、節 10 需用費及び節 11 役務費は、それぞれ実績見込みにより減額するもので、節 12 委託料は、契約額の確定による減額で、次の事業（07）地籍調査事業費は 158 万 3,000 円の減額で、節 08 旅費は、不用額を整理し、節 12 委託料は、次の 48 ページにかけまして説明欄記載各業務委託の契約額に伴い、それぞれ減額するものです。

次に、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費は、予算の増減はなく、財源組替えによるものです。

次に、目 02 道路新設改良費は 2,381 万 5,000 円を減額するもので、内訳として、事業（01）都補助道路新設改良事業費は 1,269 万円の減額で、節 12 委託料は 288 万 2,000 円の減額で、説明欄記載の特別資材価格調査委託は、対象案件が発生しなかったため減額し、竹の平中線物件調査委託は、近隣周辺との関係により計画道路の中心線が決定せず、対象物件が確定できないことから減額するものです。

次の節 16 公有財産購入費は 780 万 8,000 円の減額で、川井神塚東線は、買収面積の確定による減額で、白丸丸の内西線及び竹の平中線は、近隣周辺との関係により道路計画の中心線が決定せず、買収面積が確定できないことから減額するものです。

次の節 21 補償・補填及び賠償金は、対象物件が確定しないため、減額するものです。

次の事業（02）町単独道路新設改良事業費は 1,112 万 5,000 円の減額で、節 14 工事請負費において、説明欄記載 3 路線の災害防除工事の契約額の確定によりそれぞれ減額、増額するものです。

次に、目 03 橋梁維持費は 271 万 5,000 円の減額で、49 ページにかけまして節 12 委託料において、説明欄記載の 2 案件について契約額の確定によりそれぞれ減額、増額するものです。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 次に、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費 3,735 万 8,000 円の減額は、内訳として、事業（01）若者定住推進事業費 3,635 万 8,000 円の減額で、節 12 委託料で、説明欄記載の各委託業務について実績及び額が確定したことから減額し、次の節 14 工事請負費は、説明欄記載の 3 工事について額の確定、または見込みにより減額し、次の節 16 公有財産購入費は、丹三郎水神前定住対策用地の買収が完了したことから不用額とするものです。

次の節 17 備品購入費から、50 ページをお願いします。節 18 負担金・補助及び交付金まで、それぞれ実績により増額、または減額するものです。

次に、事業（02）町営・公営住宅管理費は、財源組替えを行うもので、予算の増減はご

ざいません。

次に、事業（03）町営若者住宅管理費 100 万円の減は、節 14 工事請負費において、実績により減額し、次に、目 02 住宅建設費、事業（01）子育て応援住宅建設事業費 300 万円の減は、小丹波地区南ノ原、文化会館下で予定していました子育て応援住宅建設予定地を分譲地として販売したいため、節 12 委託料で予定していました子育て応援住宅設計委託を減額するものです。

○環境担当主幹（原島 保君） 次に、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費、事業（01）下水道事業費につきましては、財源組替えのため、予算の増減はございません。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次は款 09 消防費です。項 01 消防費、目 02 非常備消防費、（01）非常備消防総務費 45 万円の増は、人件費について所要の調整を行うもので、次のページをご覧ください。（02）消防団費 11 万 6,000 円の減及び次の目 03 消防施設費、（02）町単独消防施設整備事業費 20 万円の減は、いずれも不用額によるものです。

次の目 04 防災費における説明欄記載の住宅・建築物土砂災害対策改修補助金 400 万円の減は、今年度申請がない見込みであることから皆減するものです。

以上で、消防費の説明を終わります。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、款 10 教育費です。項 01 教育総務費、目 01 教育委員会費 3 万 5,000 円の減額は、節 08 旅費は、実績見込みにより増額、節 18 負担金・補助及び交付金は、次ページにかけまして説明欄記載の負担金を実績により減額するものです。

目 02 事務局費 1 万 5,000 円の減額は、節 08 旅費を実績により減額、目 03 教育指導費、事業（01）教育指導費 765 万 7,000 円の減額は、節 01 報酬から節 04 共済費は、所要の調整により減額、節 07 報償費は、説明欄記載の報償費を実績により減額、節 08 旅費から次ページ節 12 委託料にかけまして、説明欄記載の実績により減額、節 13 使用料及び賃借料は、奥多摩中学校パソコン教室機器リース終了等に伴い減額、事業（02）教育研修事業費 7 万 5,000 円の減額は、実績により減額、事業（03）幼稚園等補助事業費 132 万 6,000 円の増額は、説明欄記載の実績により増額するものです。

次に、項 02 小学校費、目 01 学校管理費、事業（01）小学校管理費 22 万 5,000 円の減額は、節 10 需用費は、氷川小学校排水設備の修繕費を増額、節 13 使用料及び賃借料は、小学校の電話機の再リースに伴い、不用額を減額、事業（02）古里小学校管理費 5 万 1,000 円の増額は、節 10 需用費は、電気料を実績見込みにより増額、次ページをお願いいたします。節 11 役務費は、実績により減額、事業（03）氷川小学校管理費 3 万 9,000 円の減額は、

節 11 役務費は、実績により減額するものです。

目 02 教育振興費、事業（01）小学校教育振興費 91 万 8,000 円の減額は、節 11 役務費は、実績見込みにより、節 12 委託料は、無料の劇団四季「こころの劇場」を鑑賞したため減額、節 13 使用料及び賃借料、節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載の実績により減額、事業（02）準要保護等児童就学援助費 31 万 8,000 円の減額は、節 19 扶助費は、説明欄記載の実績により減額、目 03 学校建設費 37 万円の増額は、節 14 工事請負費は、次ページにかけまして氷川小学校防犯設備の更新に伴い、増額するものです。

次に、項 03 中学校費、目 01 学校管理費、事業（01）中学校管理費 20 万 3,000 円の減額は、節 13 使用料及び賃借料は、中学校の電話機再リースに伴い、不用額を減額、事業（02）奥多摩中学校管理費 15 万円の増額は、節 10 需用費は電気料、節 13 使用料及び賃借料は、コピー機使用料を実績見込みにより増額、目 02 教育振興費、事業（01）中学校教育振興費 36 万円の減額は、節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載の実績見込みにより減額、事業（02）準要保護等生徒就学援助事業費 51 万円の減額は、節 19 扶助費は、説明欄記載の実績により減額するものです。

次ページをお願いいたします。次に、項 04 給食費、目 01 給食管理費 55 万 8,000 円の減額は、節 01 報酬から節 08 旅費は、説明欄記載の実績によりそれぞれ増額または減額、節 10 需用費は燃料費、節 11 役務費は、説明欄記載の配送車等の所要費を実績により増額するものです。

次に、項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費、次ページをお願いいたします。事業（01）社会教育総務費 21 万 7,000 円の減額は、節 01 から節 08 旅費は、説明欄記載の実績によりそれぞれ増額、または減額、節 10 需用費から、次ページをお願いいたします。節 18 負担金・補助及び交付金にかけまして、説明欄記載の実績見込みにより減額、事業（02）教育文化振興事業費 147 万 4,000 円の減額は、節 10 需用費、節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載の実績により減額、事業（03）文化会館管理費 419 万 1,000 円の減額は、節 12 委託料は、文化会館防水・外壁改修工事实施設計委託、節 14 工事請負費は、文化会館屋上防水改修工事の額確定により不用額を減額するものです。

目 02 青少年対策費 98 万 7,000 円の減額は、節 01 報酬から、次ページお願いいたします。節 13 使用料及び賃借料にかけまして、実績見込みにより減額、節 18 負担金・補助及び交付金は、神津島洋上セミナーの実績確定により不用額を減額するものです。

目 03 文化財保護費、事業（01）文化財保護事業費 135 万 9,000 円の減額は、節 01 報酬から節 03 職員手当等は、所要の調整により減額、節 12 委託料は、説明欄記載の実績によ

り不用額を減額、目 04 水と緑のふれあい館事業費 275 万 6,000 円の減額は、節 01 報酬から、次ページにかけまして節 11 役務費は、説明欄記載の実績見込みにより、節 12 委託料、節 13 使用料及び賃借料は、実績により減額するものです。

次に、目 05 図書館費、目 06 美術館費、目 07 森林館費は、実績によりそれぞれ減額するものです。

次ページをお願いいたします。次に、項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費 212 万 5,000 円の減額は、節 07 報償費から節 11 役務費は実績により、節 12 委託料は、スポーツフェスティバル運営委託の額確定に伴う不用額、節 18 負担金・補助及び交付金は、実績により減額するものです。

目 02 体育施設費、事業（01）学校開放事業費 34 万 2,000 円の減額は、節 10 需用費、節 11 役務費は実績により、次ページをお願いいたします。節 12 委託料は、古里小学校プール監視業務委託の額確定により不用額、事業（02）社会体育施設維持管理費 60 万 7,000 円の増額は、節 10 需用費は、消耗品の実績で減額、光熱水費は電気料、節 12 委託料は、川井スポーツ・コミュニティ施設の管理業務委託を実績見込みにより増額、事業（03）総合運動場維持管理費 13 万 8,000 円の減額は、節 10 需用費で、消耗品を実績で減額、光熱水費は電気料を実績見込みにより増額、節 12 委託料は、説明欄記載の委託料、節 14 工事請負費は、誰でもトイレ屋根改修工事の実績見込みにより減額するものです。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の款 13 諸支出金、項 01、目 01 定住促進基金費 16 万 2,000 円の減額は、若者定住応援住宅使用料の減額などにより、繰出金を減額するものです。

次のページをお願いいたします。款 14 予備費 19 万 2,000 円の減額は、財源調整によるものです。

次に、ページが飛びますが、68 ページをご覧ください。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。この調書につきましては、5 ページ第 2 表にございます継続費の補正を反映したもので、年度別の支出額や進行状況等を表わしておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、議案第 14 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 14 号の説明は終わりました。

次に、議案第 15 号について説明を求めます。自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 続きまして、議案第 15 号 令和 6 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。議案書の 6 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 01 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 野営場使用料は、3 月末日を目途の実績を精査いたしまして 460 万円減額するものでございます。

次に、款 02 繰入金、項 01、目 01 一般会計繰入金については、6 月、7 月の熊の出没等により東京都の指導に基づき宿泊施設を封鎖したことによる補填分といたしまして 400 万円を東京都より特別会計に繰り入れるものでございます。

次に、款 03 諸収入、項 02 雑入、目 01 実費徴収金につきましては、キャンプ場封鎖に伴う業務実績を精査し、40 万円減額するものでございます。

以上、歳入の総額を 100 万円減額させていただきます。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 01 総務費、項 02、目 01、事業（01）一般管理費 6 万 7,000 円の増額は、一般職給与表の 2 表の改定に伴い、不用分 6 万 7,000 円を増額するものでございます。

次に、項 02、目 01、事業（01）利用管理費、節 10 需用費、燃料費を事業の精査によりまして 100 万円減額するものです。同じく光熱水費についても事業精査により 294 万 7,000 円を減額するものでございます。修繕費につきましては 200 万円増額し、8 人用ケビンのエアコンの修繕に充当したいと考えております。

次に、節 17 備品購入費につきましても 88 万円を増額し、老朽化した 2 段ベッドの整備に充当したいと考えております。

これら歳出の総額の合計が歳入と同額の 100 万円の減額となります。

次に、8 ページからでございますけれども、給与費の明細表でございますので、先程事業（01）利用管理費でご説明いたしました人件費の内容を詳細にまとめたものでございますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で、議案第 15 号の説明は終わらせていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 15 号の説明は終わりました。

次に、議案第 16 号及び議案第 17 号についての説明を求めます。住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） それでは、議案第 16 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款 02 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 02、節 01 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 1 万 3,000 円の減額は、交付額確定によるものです。

次に、款 03 都支出金、項 01 都補助金、目 01 保険給付費等交付金 5,827 万 6,000 円の減額は、保険給付費の実績見込みによるもので、内訳といたしまして、節 01 普通交付金が 5,500 万円、節 02 特別交付金が 327 万 6,000 円の減額となります。

次に、目 02、節 01 都費補助金 299 万 3,000 円の減額は、交付額確定によるものです。

次に、款 05 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 157 万 5,000 円の減額は、節 01 保険基盤安定繰入金から節 04 出産育児一時金繰入金について交付額確定により説明欄記載の各繰入金をそれぞれ増額、或いは減額するものです。

7 ページをご覧ください。次に、項 02 基金繰入金、目 01、節 01 国民健康保険基金繰入金 142 万 6,000 円の増額は、不足する財源に対応するため基金を充当するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをご覧ください。歳出でございます。

はじめに、款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01、事業 (01) 一般管理費 15 万 2,000 円の減額は、節 10 需用費において、実績見込みにより印刷製本費を減額するものです。

次に、項 02 徴税费、目 01、事業 (01) 徴税総務費 60 万 9,000 円の減額は、節 12 委託料において、徴収専門員委託を実績見込みにより減額するものです。

次に、款 02 保険給付費、項 01 療養諸費、目 01、事業 (01) 一般被保険者療養給付費 5,000 万円の減額、次の項 02 高額療養費、目 01、事業 (01) 一般被保険者高額療養費 500 万円の減額、9 ページをご覧くださいまして、次の項 04 出産育児諸費、目 01、事業 (01) 出産育児一時金 150 万円の減額及び次の項 05、目 01、事業 (01) 葬祭費 40 万円の減額は、いずれも節 18 負担金・補助及び交付金において、実績見込みにより減額するものです。

次に、款 05 保健事業費、項 01、目 01、事業 (01) 特定健康診査等事業費 90 万円の減額、次の項 02、目 01、事業 (01) 保健事業費 287 万 4,000 円の減額は、いずれも節 12 委託料において、説明欄記載のとおりそれぞれ増額、或いは減額するものです。

10 ページをご覧ください。次に、款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02、事業 (01) 償還金 4,000 円の増額は、説明欄記載のとおり国都支出金及び療養給付費交付金返還金を増額するものです。

以上で、議案第 16 号の説明を終わります。

次に、議案第 17 号 令和 6 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) に

つきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款 01 保険料、項 01、目 01 後期高齢者医療保険料 43 万円の増額は、実績見込みにより計上するもので、内訳といたしまして、節 01 現年度分特別徴収保険料が 188 万 7,000 円の減額、節 02 現年度分普通徴収保険料が 231 万 7,000 円の増額となります。

次に、款 02 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 01 高齢者医療制度事業補助金 375 万 5,000 円の増額は、実績見込みにより計上するもので、内訳といたしまして、節 01 長寿・健康増進事業費補助金が 8 万 2,000 円の増額、節 03 区市町村支援事業補助金から節 05 マイナ保険証補助金について、それぞれ起債額を新たに計上するものです。

次に、款 03 繰入金、項 01、目 01 一般会計繰入金 1,356 万 5,000 円の減額は、節 01 療養給付費繰入金から 7 ページをご覧くださいまして、節 06 葬祭費繰入金について、広域連合からの通知に基づき、それぞれ起債額を増額、或いは減額するものです。

次に、款 05 諸収入、項 04 受託事業収入、目 01 健康診査受託事業収入 32 万 3,000 円の増額、次の目 02 葬祭費支給事業受託事業収入 10 万円の増額は、それぞれ説明欄記載の事業受託金について実績見込みにより増額するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをご覧ください。歳出でございます。

はじめに、款 02、項 01 広域連合納付金、目 01、事業 (01) 広域連合分賦金 1,032 万 9,000 円の減額は、内訳といたしまして、節 18 負担金・補助及び交付金が 1,040 万 4,000 円の減額で、広域連合からの通知に基づき、説明欄記載の各負担金をそれぞれ増額、或いは減額するもの、節 22 償還金・利子及び割引料について、保険料還付未済時効分返還金として 7 万 5,000 円を増額するものです。

次に、款 03、項 01 保健事業費、目 01、事業 (01) 健康診査費 124 万 9,000 円の増額は、健康診査等委託の増によるものです。

次に、款 04、項 01、目 01、9 ページをご覧くださいまして事業 (01) 葬祭費 10 万円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金について、実績見込みによる葬祭費の支給の増によるものです。

次に、款 05 諸支出金、項 02 繰出金、目 01、事業 (01) 一般会計繰出金 2 万 3,000 円の増額は、歳入の国庫補助金でご説明いたしましたマイナ保険証補助金について保険証廃止に伴うマイナ保険証一体化の周知広報に要する経費を一般会計に繰り出すものです。

以上で、議案第 17 号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中であります、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開します。

午前 11 時 55 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 18 号についての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） それでは、議案第 18 号 令和 6 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入です。

款 01 保険料、項 01 介護保険料、目 01 第 1 号被保険者保険料 251 万 3,000 円の増額は、いずれも現年度分の保険料、節 01 の特別徴収、節 02 の普通徴収それぞれ実績見込みによるものです。

次に、款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金 169 万円の減額は、歳出の介護給付費の減額見込みによるものです。

なお、以降歳入のその他の款は、いずれも歳出の介護給付費、もしくは介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとする各種事業の実績見込みによりそれぞれ法定割合に応じて、いずれも節 01 現年度分を増額、または減額するもので、同様の補正理由となることから説明は省略させていただきます。

次の項 02 国庫補助金、合計 80 万円の減額は、内訳として、目 01 調整交付金、目 02 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び目 03 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、説明欄記載のとおり、それぞれ減額、または増額するもので、次の目 06 介護保険事業費補助金は、説明欄記載のとおり、新たに計上するもので、詳細は歳出で説明します。

次に、款 04、項 01 支払基金交付金、合計 276 万 6,000 円の減額は、目 01 介護給付費交付金及び目 02 地域支援事業支援交付金を説明欄記載のとおりそれぞれ減額するものです。

7 ページをご覧ください。次に、款 05 都支出金、項 01 都負担金、目 01 介護給付費負担金を 91 万円減額するもので、次の項 02 都補助金は、目 01 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び目 02 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を合計 21 万 6,000 円減額するものです。

次に、款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金合計 257 万 8,000 円の減額は、目 01 介護給付費繰入金から目 05 その他一般会計繰入金まで、説明欄記載のとおりそれぞれ減額、または増額するものです。

次の項 02 基金繰入金は、目 01 介護給付費準備基金繰入金を実績見込みにより 65 万円減額するものです。

8 ページをご覧ください。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01、事業 (01) 一般管理費において、節 08 旅費 4 万円の減額は、職員普通旅費を見込みにより減額し、節 12 委託料は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業委託として国の補助金補助率 2 分の 1 を活用し、38 万 5,000 円を新たに計上するものです。

款 02 保険給付費、項 01、目 01 介護サービス等諸費、事業 (01) 居宅・施設介護サービス等給付費、節 18 負担金・補助及び交付金 980 万円の減額は、説明欄記載の給付費を実績見込みにより増減するものです。

なお、以降同じく保険給付費、次の款 03 地域支援事業費まで、いずれも節 18 負担金・補助及び交付金における各種サービス給付費について実績見込みにより増額、または減額するもので、同様の補正理由となることから説明は省略させていただきます。

次の項 02、目 01 介護予防サービス等諸費、事業 (01) 介護予防サービス等給付費 40 万円の増額及び 9 ページにかけて次の項 04、目 01 高額介護サービス等諸費、事業 (01) 高額介護・高額医療合算介護サービス等諸費 340 万円の増額は、いずれも説明欄記載のサービス費をそれぞれ増額するものです。

次の項 05、目 01、事業 (01) 町特別給付費は、説明欄記載のサービス費を増額するもので、次の項 06、目 01、事業 (01) 特定入所者介護サービス等諸費 200 万円の減額は、説明欄記載のサービス費を減額するものです。

10 ページをご覧ください。款 03 地域支援事業費、項 01、目 01 介護予防・日常生活支援総合事業費合計 276 万 1,000 円の減額は、内訳として、事業 (01) 介護予防・生活支援サービス事業費及び事業 (02) 一般介護予防事業費の節 12 委託料は、主には説明欄記載の介護予防デイサービス事業委託をそれぞれ対象者の利用実績により減額し、事業 (01)、節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載の介護予防に係る訪問看護及び通所介護の利用実績により増額するものです。

11 ページをご覧ください。次の項 02、目 01 包括的支援事業・任意事業費、事業 (04) 任意事業費は 40 万 5,000 円増額するもので、説明欄記載の配食サービス事業の利用実績に

より委託料を増額するものです。

次に、款 07、項 01 基金積立金、目 01、事業 (01) 介護給付費準備基金積立金は 270 万 4,000 円を増額するもので、介護保険料の法定負担余剰分について今後の事業運営のため介護給付費準備基金とし、積み立てるものです。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。

○議長 (小峰 陽一君) 以上で、議案第 18 号の説明は終わりました。

次に、議案第 19 号についての説明を求めます。環境担当主幹。

○環境担当主幹 (原島 保君) 議案第 19 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) の内容についてご説明申し上げます。

3 ページをご覧ください。収益的収入及び支出の実施計画書でございます。

款 1 下水道事業収益、項 2 営業外収益、目 3 補助金、節 2 都補助金を 1,190 万円減額するもので、説明欄記載の公共施設調整交付金を減額するものです。

次に、支出でございます。款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 管渠費、節 17 委託料を 1,190 万円減額するもので、説明欄記載の小河内処理区管渠施設点検調査委託について契約額が確定したことに伴い、減額するものでございます。

次に、4 ページをご覧ください。予定キャッシュ・フロー計算書につきましては変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、5 ページをご覧ください。債務負担行為に関する調書でございます。下水道事業会計でははじめての案件となりますので、債務負担行為についてご説明申し上げます。債務負担行為は、将来の特定の年度にわたって支出が生じる契約や事業について事前にその支出の上限額を設定し、議会の承認を得る手続となります。今回の案件につきましては、年度内に事業が完了できなかったため、契約期間が次年度にまたがり、新たな調査を行うことで債務負担行為が必要となったものでございます。

次に、調書の内容についてご説明申し上げます。事項として、川井地内緊急不明水調査業務委託、限度額は 812 万 6,000 円でございます。当該年度以降の支払い義務発生予定額は、令和 6 年度から令和 7 年度までの期間において 812 万 6,000 円を見込んでおり、本年度の支払い額は 0 円、次年度に 812 万 6,000 円を支払うものでございます。

次に、業務委託の内容についてご説明申し上げます。本件は、昨年 7 月 20 日及び 8 月 29 日の夜間に発生した集中豪雨により、川井地内において雨水が下水道管渠へ進入し、その影響により平常時の 5 倍に当たる排水量が確認されました。このような状態が続くと川井大正橋手前の交差点に設置してある川井 3 号マンホールポンプから溢水する可能性があ

り、住民の皆様へ影響を及ぼすおそれがあることから、緊急不明水調査を実施したところでございます。

調査内容は、管渠内に煙を送る調査、距離にして 1,647m や簡易取付管テレビカメラ調査として 46 か所を実施いたしました。しかしながら、これらの調査は、雨が降らない状況下で行われたため、雨水の浸入箇所を特定するには至りませんでした。そのため集中豪雨が発生しやすい 7 月から 8 月にかけてマンホール内に定点カメラを設置する調査を実施したため、契約期間を次年度まで延長する必要があるということでございます。

なお、本年度の調査委託は終了したため、債務負担行為は行わず、次年度に改めて契約を締結することも検討しましたが、新規契約とする場合には新たな人材の確保や準備に伴い、契約期間が高額となる可能性があります。そのため債務負担行為による契約延長を行い、経費の抑制を優先した次第でございます。

次に、6 ページから 9 ページにつきましては予定貸借対照表でございますが、実施契約書の内容に基づき作成したものといたしますので、詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 19 号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第 14 号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出それぞれの質疑を行います。議案第 15 号から議案第 19 号までについては、歳入、歳出含めて一括で行います。

では、はじめに議案第 14 号の歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。原島議員。

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島です。

ページ数が 9 ページで款の 13、目の 05 土木使用料で、町営・公営住宅の使用料減 193 万 4,000 円がありますが、この公営住宅は日向、町営住宅は栃久保だと思っておりますが、これに対する入居状況はどうか、栃久保の建物も大分古くなっておりまして、木造で平屋の建物もでございます。その辺も今後何か検討されるのかどうか、教えていただきたい。

それからもう一点は、町営若者住宅の使用料の関係なんですが、金額的には 72 万ということで大したことないんですが、現状、若者住宅はどういうふうな入居状況になっているのか、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 10 番、原島議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

9ページの土木使用料のところの住宅使用料ということでご質問をいただきました。先程町営・公営住宅で193万4,000円の使用料の減ということでご説明をさせていただきました。内容としましては、町営栃久保住宅で1世帯、町営栃久保第2住宅で2世帯、公営日向住宅2世帯の方が退去したということで、先程減額をさせていただいたという内容になってございます。

それから、使用料のほかに住宅の今の状況等も含めてということでお話しいただいたかというふうに思います。住宅については、議員のほうからも老朽化が進んでいるのではないかというような趣旨でお話をいただいたというふうに捉えておりますけれども、公営栃久保住宅につきましては、住宅の長寿命化修繕計画を策定しております、今後は修繕対応ではなく建て替えが適当であろうということでコンサルのほうから助言をいただいているところでございます。

ただ、その実施時期につきましては、今後の庁舎建設等大型事業もあるものですから、それらを踏まえまして今後詳細に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、住宅の使用状況ということでいきますと、現在いろいろ募集をかけているところなんです、特に公営日向住宅は現在、空部屋が多くなっているという状況で、7室ほど空いているという状況でございますので、引き続き入居者の募集はかけていくということで考えてございます。

私からは以上です。

○議長（小峰 陽一君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 10番、原島議員の質問にお答えします。

町営若者住宅の現状の空状況等でございますが、空きが2世帯分ございまして、1つは町外に残念ながら転出されたということと、あとはもう一世帯は、町内にご自身で家を建てていただいて転居されたということで、あとは今月末で4世帯ほど転居、または町外に転出というような話を聞いております。学校の学期が終わる時期、始まる時期等はこういった状況がどうしても多いような状況になっておりますが、その後、町のほうで修繕、またクリーニングしまして新たに募集をかけていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田でございます。

今の原島議員と同じ9ページです。款12分担金及び負担金、項01負担金、目01民生費

負担金の説明のところの 01 保育料負担金マイナス 18 万というところですが、保育料の保護者の負担金減ということで、氷川保育園はマイナス 93 万円、古里保育園は 75 万円増だと思うんですけど、氷川保育園は園児数が減っているという理解でよろしいんでしょうか。古里保育園が増えているのは園児数は増えているという理解でよろしいでしょうか。

もう一件あります。ページが 14 ページです。一番下の款 16 財産収入のところでも項 02 財産売却収入のご説明をいただきました町有地の売却収入増のところですけど、小丹波地区と氷川地区というお話でしたが、それぞれ幾らぐらいずつの売却になったのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 保健福祉課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4 番、相田議員の 1 点目の質問にお答えいたします。

ページが 9 ページの保育料の負担金の部分でございます。まず氷川保育園のほうの部分でございますけれども、こちら保護者の負担金ということで、2 歳までの方の保育料になる部分でございます。全体としては児童数というのは減っているんですけども、この保育料の部分で申し上げますと、当初予算では 7 人分を見込んでいたところですが、実際には 4 人分という形で、それらの方々に係るものということでございます。

また、古里保育園については、逆に当初予算で 7 人分を見ているところですけども、8 人分ということで 1 人増えているんですけども、所得層によって増減しますので、そういうことで児童数としては昨年から見ると減ってはいるんですけども、ここでの増減はそのような人数でということをご理解いただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 4 番、相田議員の 2 問目のご質問にお答えいたします。

ページ 14 ページの款 16 財産収入の目 01 不動産売却収入、こちらの節 01 土地売却収入の私の説明のほうで小丹波地区と氷川地区ということで、それぞれの金額を教えてくださいというご質問かと思います。まず小丹波字竹の平の分譲地につきましては 651 万 1,000 円でございます。次に、氷川字大氷川地内、こちらにつきましては 60 万 7,012 円でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。森田議員。

○3 番（森田 紀子君） 3 番、森田です。

ページ数 16 ページ、款 20 諸収入、項 05 雑入、目 09 新薬・未承認薬等研究開発支援センター助成金、補正額がマイナス 625 万円になっております。それで、1 回目から今現在コロナワクチン 8 回目まで打っていると思うんですが、打った方の人数が分かったら教えていただきたいです。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3 番、森田議員さんのご質問にお答えいたします。

ページで 16 ページということで、新型コロナワクチン定期接種の今のご質問ですと、1 回目から 8 回目というご質問ですけれども、1 回目から 8 回目の全てを集計しているわけではないので、今回この補正の上での人数というお話ということでよろしいでしょうか。37 ページのところの歳出になるんですが、感染予防対策事業費ということで今回 999 万 9,000 円の減額ということで、次の 38 ページに新型コロナウイルス感染症個別予防接種委託費減 895 万 3,000 円ということで、ここで補正での人数ということのお話ですと、今年度昨年 10 月から接種のほうが始まりまして、10 月から 12 月までが 487 人ということになってございまして、1 月から 3 月までもその分を見込んだ上で、今回 895 万 3,000 円を減らしていただいているということで、先程の接種の 1 回目から 8 回目の部分では、事務報告に出ていますので、ご参照いただき、今年度分については今後事務報告に載せさせていただきますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。伊藤議員。

○2 番（伊藤 英人君） 2 番、伊藤です。

歳入で 10 ページになります。項 02 の国庫補助金です。目 01 総務費国庫補助金の中で、説明欄では 01 総務費補助金の中で、補助金交付金が 3 つほど減額されているのですが、この中でデジタル基盤改革支援補助金については、先程の 16 ページの諸収入のほうの雑入に組み替わったということでもいいかと思うのですが、一番上、個人番号カードについてもよろしいかと思うんですが、一番下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減に関しては、これが事業の確定による減ということですが、この 2,500 万円を返還してしまう、返還するという形になるのかと思うのですが、具体的にはどういった事業を行った結果の返還なのかという内訳を教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 2 番、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

ページ 10 ページの款 14 国庫支出金、項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金の中の

説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金減ということで、今回 2,548 万 3,000 円の減額ということで記載がございます。こちらのどのような事業にというところでございますが、歳出のほうの 28 ページをご覧くださいと存じます。28 ページの款 03 民生費、項 01 社会福祉費、このページの事業 (20) 新たな住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費、その下の (21) 新たな住民税非課税世帯等臨時特別給付金子ども加算事業費及びその下の (22) 定額減税補足給付金 (調整給付) 支給事業費、こちらの額の確定で交付金のほうも合わせて減額になるということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長 (小峰 陽一君) 伊藤議員。

○2 番 (伊藤 英人君) 分かりました。ありがとうございます。

今回 2,500 万円がマイナスになるということになるんですけれども、これは使い切らなかった分は、例えばほかの市町村だったら地域応援券みたいな商品券のようなものにするとか実施されていたかと思うんですけれども、そういうふうに奥多摩町の中でも、ほかの地方創生のための事業に充てることとか、そういうふうに対象を変えることというのはできなかったものかなと思って。

それともう一つ気になっていたのが歳出のほうで新たな住民税非課税世帯等とその下の子ども加算事業費とがあるんですけど、この新たなものもとのもの、令和 5 年度とかで繰越明許で令和 6 年度に入ってきているほうの住民税非課税世帯等臨時特別給付金などもあったと思うんですけれども、そういったものも結局はどのような形で事業は完了していったのかということも含めて改めて言うんですけれども、令和 5 年度にも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という同じ交付金が出ていたと思って、それが令和 6 年度に繰越明許されたと思うんですけれども、それも含めてどのような感じで事業が完了したのか、確認させていただきたい。

○議長 (小峰 陽一君) 企画財政課長。

○企画財政課長 (杉山 直也君) 2 番、伊藤議員の再質問にお答えをいたします。

1 点目のこの臨時交付金の減額がほかの事業に充当できないのか、ほかの市町村のような支援策にできないのかというようなお話かと思います。こちら先程の 28 ページのほうに記載のあります 3 つの事業につきましては、金額が余ったからといってほかの事業に充当して事業を実施することというのはできない決まりになっております。というのは、先にこういう事業をやりますというようなことで、これは本当に決められた事業で、どこの市町村もやらなければいけない事業でございますので、このお金を交付金が余ったからとい

ってほかの事業に使うことは制度上できないということでご理解いただければと思います。

事業の内容につきましては福祉保健課長のほうからお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

ページでは歳出 28 ページとなりますけれども、今回の事業（20）新たな住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業費から（22）までということで、この事業に関して、補正額としては今回 1,901 万 8,000 円の減額ということになりますけれども、こちらについては実績とすると 106 世帯の方が 10 万円の支給ということで、1,060 万円の事業となっておりまして、また、事業（21）のほうについては 5 万円の支給で、実績としては 23 人で 115 万円、結果として 141 万 1,000 円の減額と。また、（22）の定額減税につきましては、実績としては 810 人減税ということで 3,159 万円支給決定ということで、補正額としては 643 万 6,000 円の減額ということになっております。

内容としては以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

先程の 9 ページのところの町有地の売払額なんですけれども、額は教えていただいたんですけど、細かい場所と差し支えなければ相手方と用途についてお教え願えればと思います。

○議長（小峰 陽一君） 14 ページですか。14 ページをお願いします。若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 大澤議員のご質問にお答えします。

14 ページ、款 16 財産収入、項 02 財産売払収入の目 01 不動産売払収入のうち、小丹波地区ということで、売った先の方は個人の方となりますので、回答は控えさせていただきたいと思いますが、場所は、小丹波地区の文化会館の進入路の対面に小丹波地区の上のほうにちょっと細い上る道がございまして、その中間辺りが分譲地の場所となっております。

以上になります。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

氷川字大氷川地内ということで、こちらは私のほうが説明させていただきます。こちらは庁舎建設事業に伴いまして奥多摩工業から用地のほうを買収したわけですが、使っていた場所の資材置場だとか、駐車場とか、そういったところの構内の敷地が大きく減少したために工場の操業に影響を及ぼさないようにということで、町有地のほうの払下

げの要求がございました。平米としては2筆で 37.24 m<sup>2</sup>ということで、相手方は奥多摩工業さんになります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

ページ13 ページです。款15 都支出金、項02 都補助金、目05 商工費都補助金の説明のところの01 観光費補助金の2番目です。先程課長のほうからご説明がございました特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金5万5,000円、これは青梅市と奥多摩町で合同というお話でしたけども、具体的にどのような事業なのか、伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

歳入13 ページ、項02 都補助金、目05 商工費都補助金の中の特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金についてでございますが、説明でも申し上げましたけれども、今回、新たに青梅市とも連携をしてという形で、主に公害対策ということで観光ごみについて青梅市とも意見交換する中、今回、東京都の都市整備局のほうから補助事業の活用についてご案内をいただきまして、補助事業を活用できるということでしたので、今回新たに計上したところでございます。

具体的な公害対策については、来年度になりますので、予算特別委員会のほうで説明させていただきたいと存じますが、今年度については、その前段に向けた事前のアンケートという形で、奥多摩町においては冬の宿泊助成の事業がありますので、そのアンケートの中に、奥多摩町への来町の目的であったり、あと奥多摩町の後に青梅市等にも立ち寄られるのか、そういったところについてアンケートに追加項目を設けたところでございます。

一方、青梅市さんについては今行っている梅まつりのほうで同じようなアンケートで、青梅市の後、奥多摩町に来訪されるのか、そういった形のアンケートを追加していただくというところでございます。

具体的な観光公害対策については来年度ということで、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第14号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 14 号の歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。高橋議員。

○ 9 番（高橋 邦男君） 9 番、高橋です。

18 ページお願いします。18 ページの企画費で下のほうなんですけど、バス路線維持対策費補助金増ということで、事業費が確定したということで、213 万円の増ということなんですけど、バス路線の維持対策というのは、自分のほうも何回か質問させていただいたこととダブるかもしれません。西東京と町で協定を結んで、赤字分を補填するというような趣旨で助成金を出している、補助金を出しているということなんですけど、その協定の中で具体的に補助金の拠出額についてどのような協定を結んでいるのか。赤字分全部 100%補助しているのか。或いは、また違う基準みたいなものがあるのかどうか、その辺がちょっと分からないので、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 9 番、高橋議員からのご質問にお答えいたします。

ページ 18 ページの事業（01）企画費、こちらのバス路線維持対策費補助金ということで、議員からもご質問の中にありましたとおり、この補助金については、ご心配をおかけしてご質問を何度もいただいているところでございます。

こちらの金額の根拠というか、そういうのがあるのかということかと思えますけれども、こちらにつきましては町の奥多摩町バス路線維持費補助金交付要綱という要綱のほうを規定してございます。補助対象経費といたしましては、補助対象経費の額は、補助対象の経常経費と経常収益の差額とするということで、各路線の収支のほうを西東京バスから出していただいて、これが補助金の対象事業期間というのも定められてございまして、こちらでも前年の 10 月から当該年度の 9 月 30 日までの期間の 1 年間の収支を出していただいて、その部分で先程の差額のほうを補助金として出しているということでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。町長。

○町長（師岡 伸公君） 高橋議員さんからはいつもご意見をいただいておりますが、我々ももう少しスリム化できないかというふうに考えているんですけども、やはり昨今の乗車状況とか、それから奥多摩全体のエリアを網羅していただいているという事情を考えますと、ここの部分だけは人が減ったからそぎましようというわけになかなかいかない部分がありまして、町の事業の中でも課題のある事業だということは本当に承知はしております。

そのために我々も交渉で一生懸命努力をしたいと思いますが、ある一面、例えば今回の雪のときもJRさんはすぐに止めるという決断をして、これは朝から止めちゃったほうがいろんなとこに迷惑かからないという理由もありますけれども、西東京さんはできるだけ走って足を確保するんだというふうに協力をしていただいたり、それから、去年の秋も、もちろん運転士さんだけじゃなくて、あの部屋の中に事務所にいる方なんかは、障害者の方が非常に乗りづらい状況を見て、そこに駆けつけていろんな形でフォローしていただいたりしてくださる、そんなソフトの部分も非常に一生懸命頑張ってくれています。その障害者をサポート、エスコートした人からにこういった西東京バスさんの対応に対して本当にうれしく思いましたというふうなことを私に連絡してくださって、私もそれを受けて、バスの営業所へ行ってこういう事例があったので、感謝したいと言ったら、ちょうどその方だったようで、そんな話も出て、これからも私たち西東京も頑張りますので、よろしくお願ひしますというような会話ができましたんで、数字については、これからも一生懸命努力をいたしますので、ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

ページ数 38 ページ、款 04 衛生費、項 01 保健衛生費、（07）健康増進法保健事業費の 01 委託料、がん検診の委託料がほぼほぼ全て減っているんですが、こちらはがん検診を受ける方が減っているから、多分減っていると思うんですけども、前年度比と比べてどのくらいの人数が減っているのか、教えていただけたらと思ひます。

○議長（小峰 陽一君） 保健福祉課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3番、森田議員さんの 38 ページのがん検診の関係ということで、ちょっとお時間をいただければ資料を探しますので、お待ちいただいてということよろしいですか。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） 48 ページです。款 08 土木費、項 02 道路橋梁費です。事業（01）として都補助道路新設改良事業費がありまして、一番右、説明欄のところ、同じ案件だとは思ひますけれども、竹の平中線物件調査委託減などの委託料の減とか、公有財産購入費の減とか、補償・補填及び賠償金の減とか、竹の平中線の物件の調査などはどういった内容だったのかというところを教えてください。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 2番、伊藤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思ます。

都補助道路新設改良事業の小丹波地内竹の平中線の関係の委託費やら、補償費やらというところの減額というところでご質問をいただいたかと思ます。この路線につきましてはいろいろ計画を進めてきておるところなんです、先程ご説明の中でもお話しさせていただきましたが、周辺ですとか、関係者皆様のご意見等ありまして、計画路線の道路の中心の位置が確定できなかったということがございまして、それに伴いまして道路の位置が正確に決まらなかったということで、そうしますと、その道路の位置が決まらないということは、周辺の皆様からご協力いただく土地の面積が決まらないということや、それらの土地にあります樹木ですとか、植木ですとか、そういったものがどこまで影響するかという補償費についても確定ができなかったというところで、今回減額ということにさせていただいておるところなんです、こちらにつきましては新たに新年度で仕切り直しをさせていただいて、最終的にしっかりとした形を確保していきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただければと思ます。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3番、森田議員さんの先程のご質問にお答えさせていただきます。

歳出が 38 ページの大腸がん検診委託の前年度比の人数と今年度ということでございます。まず前年度の実績が大腸がん検診については 623 人ということで、まだ今現在集計中で、6月から12月までの接種人数が 586 人ということで、1月から3月までまだありますので、ほぼ同数字に近いということになろうかと思ます。予算上は当初予算の見込みと実績の差で減らさせていただいているということでご理解いただければと思ます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員。

○3番（森田 紀子君） すみません、全てのがんについて教えていただきたい。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） ここに記載の全てということだと、まず胃がん検診は検診車等の費用でございますので、ここは省かせていただいて、乳がんにつきましては、令和5年度が 10 人で、今年度の実績が 4 月から 11 月までが 14 人ということでございます。

続いて、子宮がん検診委託でございますけれども、子宮がん検診がそれぞれ項目でちょっと違うんですが、子宮がん検診委託料で、まず令和5年度が 47 人で、今年度 4 月から 12 月までの実績ですと 45 人、1月から3月の見込みということでこれはよろしいですか

ね。

それと前立腺がんでございますが、4年度の実績で申し訳ございません。4年度が425人ということで、今年度はないということで廃止、こっちはやっていませんので、ないということで、これで全部になりますでしょうか。よろしいでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

46 ページお願いします。ちょうど真ん中辺ですけども、日照確保対策事業費のところなんです。200万円の予算だったんですけど、申請者がいなくて全額200万円減ということなんですけど、ここ何年か、多分申請者がいるかどうかぐらいの、数字がちょっと今わかんないんですが、少ないような気がするんですね。困っている人がいないというわけじゃなくて、やはり受益者の負担が非常に大きくなるということで、申請まで至らないというのが現状じゃないかなというふうに思っているんです。

それで例えば森林環境譲与税を財源として使っていると思うんですけど、こちらのほうも年間3,500万円以上入ってくるわけです。基金のほうも結構たまっています。ですから、もうちょっと金額を投入させて条件をもうちょっと上げる、例えば立木の補償費が1本1,500円ということで、どうしても持ち出しが多くなっちゃうんで、その辺の金額の範囲を上げるとか、或いは枝打ちも含めていいとか、その辺の条件がまだまだ町として少し考えていただきたい部分があるんですけど、その辺について町の見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 9番、高橋議員のご質問にお答えをいたします

歳出、46 ページ、事業（05）日照確保対策事業費についてのご質問でございます。先程説明のとおり、今回申請なく皆減という形でございますが、こちら相談という形では今年度2件ほどございましたけれども、実施には至らずという状況でございます。

議員から条件の緩和というお話もありましたが、今年度からその点の緩和等も見直しもしながら、毎年5月の自治委員会議で自治委員の皆様にはご案内もしているところでございますが、今年度については実施には至らずというところでございます。

また、例年どおり5月の自治委員会議で自治会長の皆さんにもご案内をさせていただき、地権者の方の承諾もいただいてというところの難しさ等もあろうかと思うんですが、担当課としても自治会長さんのサポートも含めて事業実施に進むよう支援してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

今の高橋議員のところなんですけども、この事業は、自治会を通してということですよ。以前にも私、質問させていただいたことがあるんですけど、個人では申請はできないということでしょうか。

自治会長の委員会で説明をされているということなんですけど、一般の方というか、自治委員でない方は余りご存じないケースが多くて、個人で申し込めるようなシステムにはならないでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

先程9番、高橋議員と同じく（05）日照確保対策事業についてでございます。現時点でこの事業、自治会からの申請に基づきという事業でございますので、個人からの申請は受け付けていない状況でございます。

住民の方から相談があった場合には自治会の中でも自治会長さんにご相談をという形でご案内をしているところであり、この事業について観光産業課としては、自治委員会議での自治会長さんへの周知という形でとどまっているというところでございます。

また、現時点、担当課として地域の中での所有者の方との合意形成等も地域内でございますので、そういった観点から申しますと、自治会の中で対応いただいて、自治会長さんを通じて申請をいただきたいというふうに担当課としては考えているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員。

○4番（相田恵美子君） ありがとうございます。例えば自治会に入っていない方からご相談いただいた場合はどういたしましょうか。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 4番、相田議員の再質問にお答えいたします。

今年度については、自治会に加入されていない方からの相談はございません。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。町長。

○町長（師岡 伸公君） 今、相田議員からのご質問ですけれども、いろんな定住・移住の方にも自治会にぜひ入ってくださいと、そういうふうな働きかけをしています。もちろん個人の自由だと思いますが、地域づくり、まちづくりのために、同じエリアに住んでいる人が話題を共有しながらやっていくというのはこのまちづくり、特に、今いろんな少子

高齢化、人口減少で問題が出ている中で、なおさらそういう問題共有をしながらやっていくということが大事だということが我々も感じているんですけれども、その一環として、この日照対策なんかも、それこそAさんはあそこを切ってもらいたいと言うけど、Bさんはあそこを切っちゃ困る。個人がそこで要求をしていたらなかなか收拾がつきづらい。そこで自治委員会、自治会の皆様の合意形成の中で進めさせていただきたいというのが町の考えでありますので、ご理解いただきたい。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。榎戸議員。

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

ページ数 31、項 01 社会福祉費、(23) 筋力向上トレーニング施設事業費でございます。予算で見ると若干のマイナスというところですけど、この辺の稼働率などを聞きたいなと思います。いかがでしょう。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 1番、榎戸議員のご質問にお答えいたします。

歳出 31 ページの筋力向上トレーニング施設事業費ということでございますけれども、まず5年度の実績で申し上げますと、延べになりますけれども、3,366人ということで、今年の登録者が169名いるわけですが、稼働率としては概ねまだ最終的なものが出ていないところなんですけれども、前年並みというところではございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

ページ数 33 ページです。款 03 民生費、項 02 児童福祉費、(11) 出産子育て・ママパパ応援事業費、節 12 委託料の説明の 01 委託料、妊婦支援給付金対応システム改修委託 82万5,000円のところで、先程歳入のところで質問し忘れたので、歳出でご質問させていただきます。新たに来年度から始まる事業ということなんですけれども、町として対応システム改修委託、これはどういうところに委託するのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

妊婦支援給付金対応システム改修委託の委託先ということになりますけれども、こちらは委託先としては日本電子計算株式会社というところに委託をするということでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。原島議員。

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島です。

ページ数は 29 ページの民生費なんですけど、款 03 民生費、目 02 老人福祉費なんですけど、ここで節 17 にマイナスの減で 229 万 3,000 円となっているんですけど、これは高齢者見守り相談事業の中の見守りシステム機器の消耗品の購入の減なんですけど、これに対しまして不都合、或いは問題はなかったのかどうか。或いは今、高齢者が奥多摩町に増えております。この見直しのシステムを知らない方も結構いるようです。せっかくいいものがあるのに、今すぐ PR していただいて、見守りをやっていただければ、或いは自治会を通して PR して、ひとり家庭、ひとり者の高齢者のうちにはこういう見守りのシステムを入れたほうがいいんじゃないかと思います。

それと同時に、節の 27 のマイナスの減の 1,356 万 5,000 円、これに対しても大分大きな金額なもんですから、高齢者に対してどんどん増えている奥多摩町において、特に問題が生じなかったのか、或いは今後ともまたどうなっていくのか、その辺もお考えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 原島議員のご質問にお答えします。

まず 1 点目のところで 29 ページの高齢者見守り相談事業費のところ、今回 229 万 3,000 円の減額ということとさせていただきますけれども、実際今年度は 10 世帯の新規の設置があったということではございます。先程言われるように、まだ知らない方もいるのではないかというようなこともあります。

ここで 65 歳以上の方、全てというわけではないんですけども、地域包括支援センターの職員が新たに町内を回るということとをしますんで、そうしたところで、こういうシステムがあるという部分で、活用していただければいい方がいれば積極的にまた活用に努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

それと 2 点目の 1,300 というお話でございますけれども、これは後期高齢者の部分の 1,300 万減の予算としては減額ということとありますけれども、全体としては特に問題なく今年度も進んでいるということとご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野です。

47 ページになります。キャンプ場の氷川・川井キャンプ場トイレの改修、今まで何年た

っていたのかと構造的なものが分かれば、新しいイメージ的に町のきれいになったトイレのイメージぐらいまでトイレが改修されるのかの確認をさせていただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 8番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

予算書 46 ページの事業（02）観光施設整備事業費の中、47 ページにかけて工事請負費の氷川・川井キャンプ場トイレ改修工事でございますけれども、説明のとおり、今回、氷川キャンプ場のみという形でございますが、具体的なところは数十年たっているという中で、全面的に和式のトイレを洋式にしたりという形で、トイレの設備を更新したものでございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

ページ数 49 ページ、目 03 橋梁維持費で、説明の欄、委託費で橋梁長寿化計画改定委託減、あと雲仙橋補修詳細設計委託増になっているんですが、マイナス 271 万 5,000 円は、この相殺の金額だと思うんですが、この2つの項目の金額とあと雲仙橋の補修計画はどのようなになっているのか、教えていただけたらと思います。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 3番、森田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ページが 48 から 49 にかけてということで、橋梁維持費の部分の委託費の関係でございます。今回の補正で 271 万 5,000 円減額させていただいておりますが、金額の内訳といたしましては、橋梁長寿命化計画策定委託の減が 309 万円、雲仙橋補修設計委託の増が 29 万 4,000 円ということで、それらの合算で 271 万 5,000 円を減額させていただいたということでございます。

委託の内容ですけれども、橋梁長寿命化計画につきましては、町内の主要路線にかかる橋梁を今後長寿命化を図っていくということで、対症療法型から予防保全型の維持管理に体制を変えまして、橋梁の修繕に係る予算を平準化しながら橋梁を延命化していくということで作成した計画でございます。今後 10 年間でそれぞれ 1 橋ずつ程度補修・修繕をしていきたいということで計画をつくったものでございます。

それからもう一点、雲仙橋補修詳細設計委託のほうですけれども、これも以前ご説明しているかと思うんですが、雲仙橋の桁の部分とそれから下の橋台部分を連結している「支承」という部材、鋼材なんですけれども、この部分の腐食が著しいということで、これは橋梁

の点検の結果で判明したというところで、それを取り替えるということで新年度で対象の部分の改修工事をしていきたいということで、今後また新年度予算のほうでもご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 度々すみません。4番、相田です。

ページが37ページです。款04衛生費、項01保健衛生費の一番下の部分の(02)感染症予防対策事業費の節12委託料の999万9,000円、約1000万なんですけど、この一番最初の高齢者インフルエンザ予防接種委託減とありますけど、高齢者の方でインフルエンザの予防接種を受けられる方は減っているのでしょうか。どれぐらいの数の方が予防接種を受けておられるのか、伺います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

ページが37ページの高齢者インフルエンザの予防接種委託ということで、今年度実績としては、10月から12月までが生活保護の方を足して1,305人ということになってございまして、今後1月以降に接種される方もいますけれども、ほぼ昨年並みの数ということで、今後の見込みで変わってきますけれども、それほど減っているという感じもないというところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

33ページになります。項02児童福祉費、事業(10)少子化対策事業費、説明欄の一番下、ふれ愛サポートセンター事業実行委員会負担金減が84万4,000円で、当初の予算から考えると大きく減ったかと思うのですが、今年度のふれ愛サポートセンターとして事業は何かされなかったのかという現状を確認させてください。

もう一点、次が34ページになるのですが、事業(01)保育所措置費です。説明欄としては01負担金・補助及び交付金です。医療的ケア児支援事業補助金減というものがあります。これについて現状として、町内で医療的ケア児と考えられる方が何名程度いるものなのかという現状を確認したいのと、これは今年度の当初予算として出てきたものですが、今回の補正で全額減額することになるわけですが、これがなぜ活用されなかったのかという、これを変更した、今後、医療的ケア児という方が町内でいる場合に備えて、

今後、要綱とか、補助の形式とか、変更とか改善する余地などがあるのであれば何かお考えを確認したいと思います。つまり、間接補助という形ですので、そういうところで交付要綱とかに課題があったのかなと思ったもので質問させていただきました。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 2番、伊藤議員のまず1点目のご質問にお答えいたします。

まずページが33ページの事業（10）少子化対策事業費のふれ愛サポートセンター事業実行委員会ということでございます。こちらは今年度結婚相談所を利用した方に実際助成をしたということで、利用された方が今年度1名ということで、減額ということになってございます。

それと2点目の34ページの保育所措置費の医療的ケア児の補助金の減額ということでございます。こちらの医療的ケア児ということで、町の要綱に基づいて、これは保育園での医療的なケアが必要な児童ということで、保育所のほうで看護師など配置した場合の補助ということでございます。これはいわゆる東京都の補助メニューというか、補助要綱に基づいて町もそれに対して要綱を設置しているところでございますので、基準に問題があったということはないと考えておりますけれども、伊藤議員のおっしゃることは、せっかく補助があるんだからというような意味合いかなとは思うんですけれども、これはあくまで補助の要件に満たした方が対象になるということで、間接補助を保育所にしているものであるということでご理解いただければと思います。

町内における医療的ケア児の定義につきましては、この保育所の関係でいうと、要綱上による対象となる医療的ケア児はいないということで理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、挙手して質問してください。

ほかに質疑ありませんか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

27ページ、（16）国民健康保険事業費のところ、非常勤職員の報酬不用額で、委員の方の減という理解でよろしいんでしょうか。人数が減ったということでもよろしいんでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

只今のご質問は、27ページの事業（16）国民健康保険事業費の中の報酬の不用額のとこ

ろでございます7万 1,000 円のところかと思うんですが、人数が減ったかというお話かと思うんですけど、こちら今年度2回の会議を予定して、当初2回分を想定いたしまして予算を組んでいたところでございます。今回は会議のほうは1回で済んで、出席の方も確定をしております、こちらで不用額という形でさせていただいております、委員さんの人数の変更はございません。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第14号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第14号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第14号について原案に賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時30分から再開します。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第15号の質疑を行います。質疑はありますか。榎戸議員。

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

ページで7ページです。項02利用管理費、目01利用管理費で、説明のところで光熱水費というところで294万7,000円削減されていると思います。世間では電気、水道代が値上がりしているんで、節約しなさいというのが一般的ですが、ここではかなり成果があるというところと、前の項目で熊が出てちょっと休んだよというのがあったんで、この辺が

どう関連するのか、お聞きしたいなと思ひまして、お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 1 番、榎戸議員のご質問に回答させていただきますと存じます。

ちょっと順番逆転いたしますけれども、まず熊の出没ということで、6月、7月、8月にかけて私どもキャンプ場、野営場は稼ぎどきでございます。そのときに定点観測カメラに毎日熊が映り込むということで、それらを所有者であります東京都に報告したところ、再三協議は重ねたんですけれども、キャンプ場を封鎖してほしいということで、6月、7月、夏休みが一番繁忙期を封鎖することとなりまして、400 万円を超える赤字をつくっていくわけですが、これは歳入の部分で東京都に要求をしまして、何とか 400 万円ということで内々示ですけれども、回復する分を今回予算に計上しております。

それから、電気代ということでございますけれども、先般令和3年、4年、非常に電気代苦しみまして、高騰分を一般会計からも補っていただくというような現状でございました。何とかこの辺りが回避できないかということで、電気の節約では限界がございますので、どうすれば使わないで済むのかということで、器具の見直しを図りました。そうしたところ非常に大容量の電気器具がケビンに設置されておまして、3,000 ワット、2,000 ワットというような大規模なものが部屋に設置されております。これらを精査しますと、10万 8,000 ワットというようなワット数が満床になった場合に常にかかっているものを極端に申し上げまして2分の1の使用料に減らそうということで、各部屋5台ずつあったものの使用量を2台に落としました。当然、冬の間にはストーブを取れば高地でありますので、寒さが厳しいということで、幸い電気ストーブのほかにペレットストーブが設置されています。そのペレットストーブを100%活用して稼働時間を上げて、寒さをしのぐということで、おかげさまで苦情をいただくことなく、しのぐことができました。

それらの努力をもちまして、2,000 万円計上していた電気代が現状で約 1,000 万円残すような状況で推移しておりますので、この辺りを活用しましていこうということで、今回補正予算を立てまして、省エネタイプのエアコンが残り2室で完了しますので、これらを生かした形で電力を抑えるシステムに変えていこうと、そんなようなことを試みまして今回、電気代の分、使わなくて済んだ分を減額しまして、更に下段にあります設備費に充てていこうと、そんなようなやり方で考えたところでございます。

9月に補正予算で繰越分をお認めいただきました予算全てを電気設備に投入いたしまして、この補正予算で2部屋投入しますと、全ての部屋が8人用で4部屋、4人用で12部屋、

省エネタイプのエアコンが電気代の削減によって設置できたというような運びでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 相田です。

今の榎戸議員と同じところでございますが、6月、7月、8月と熊が出たことで封鎖されて、かなりの打撃だったと思われましても、この封鎖を解く、もう開いていいですよという解除されるきっかけというか、時期的なものはどのように決められたのでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 4番、相田議員のご質問にお答えさせていただきます。

熊でございますけれども、定点観測カメラを6台、人が活動するエリアと、あと山のふもとと村全体を囲う周囲のエリアに週ごとに場所を変更しまして、主に人の活動するところ、それから動物の歩く獣道というようなところを目がけて撮影しますと、どことなしか熊が映り込む。長く調査をしていく中で、どうやら熊の動向が一定の線をたどっているというようなところが分かりまして、一番多かったのは柿の木ですけれども、秋口になりますと、成りものが青く色づく柿も乗るようになるんですね、食べ物がないと。ですから、柿の木を他課の協力を得まして伐採をしまして、まずは食料のルートを断つということと、一番困ったのは、キャンプ場のお客様がいる中に1匹入ってきてしまったんですね。これにはさすがに東京都も緊急で止めましょうということがあったんですけども、園内には電気柵も設置してございまして、これらの見回り点検の強化と、あとお客様にもお願いをして、夜間をお休みになる際に食料を表に出さない、それらの地道な活動ですけれども、そういったことが結果で、9月を迎える際に、これ以上キャンプ場を止めるといったことは、奥多摩町内どこにも熊は出てますけども、実際熊が出て閉まっているキャンプ場は1件もないんですよというようなことを踏まえてお願いをしたところと、あと地元猟友会に本当に献身的なご支援をいただきまして、朝、我々が出勤する前ぐらいの時間に既にもう会長が巡回してくださるというような行為をいただいた結果、安全が担保されたということで町からも強固に再開を求めまして、開けていただいたということで現在まで無事故で何とか過ごしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 15 号の質疑を終結します。

次に、議案第 15 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 15 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 15 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 16 号の質疑を終結します。

次に、議案第 16 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 4 議案第 16 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 16 号については、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 17 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 17 号の質疑を終結します。

次に、議案第 17 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第17号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号の質疑を行います。質疑はありませんか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 配食サービスのところですけど、11ページのほうがいいかな。高齢者配食サービスの委託増ということで、利用実績が増えたということですが、何名ぐらいの方が利用されているか、お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

ページが11ページの一般高齢者配食サービス事業委託ということで、こちら2月現在7人の利用でございます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

今の大澤議員と同じところですが、7名ということなんですけれども、配食サービスをお待ちになっている方、待ちの方というのはいらっしゃいますか。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員さんのご質問にお答えいたします。

待っているというのが去年の12月頃の話ということでよろしいでしょうか。その時点では4人ほど待っているということは伺いましたけど、今現在それが何人かというのはちょっと分からないところですが、今何人かはいらっしゃるということでお願いいたします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） ありがとうございます。定員が7名ということでの理解で、今7名利用されてるとということなんですけど、待機している方が12月の時点で4名いらしたということは定員が7名、キャパが7名ということで。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 定員という何人しか受けないとかと、その時々状況でというような、でも、大体10人程度が配食サービスの、いわゆる運ぶ人だとか、そうい

う調理するという中で、大体 10 人程度というふうには聞いてはいるんですけども、詳細については社会福祉協議会の方に聞かれていただければと思います。なかなかこちらではちょっと難しいところもありますので。以上でよろしいでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員。

○4 番（相田恵美子君） すみません。利用されている方の数は。すみません、失礼しました。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 配食サービスを利用されているというのは先程 7 人というお話で申し上げたんですけども、それが利用者ではないという。2 月の時点での任意が 7 人ということなんですけど、介護保険の配食が一般じゃない種類が別のものもあるので、申し訳ございません、ここの予算書にある一般の高齢者の配食サービスは 7 人ということでご理解いただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） すみません、今のところで不勉強ですみません。任意の配食サービスと任意でない配食サービス、どういうふうに違うのか。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 配食で、いわゆる介護保険の要介護とか要支援とかにならなくて、チェックリストで該当するような方がそういう配食の対象になるということやっておるものです。また後程福祉保健課に来ていただければ説明させていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、いいですか。

極力、皆さんに分かるように説明していただいて、皆さんが情報共有できるための会議ですから、そういうつもりで、後で個人的にお話するのはいいんですけど、できるだけ問題を共有するようにお願いしたいと思います。

ほかに質問ありますか。相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

10 ページです。10 ページの一番下の委託料の介護予防デイサービス事業委託減というところなんですけども、これは白丸の森の時計のことでしょうか。何人ぐらいの利用をされて、年齢的には、介護予防ですので、介護保険に入っていない方、要支援の方ですよね。どれぐらい、何人ぐらい利用されているのか。伺います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） ページが 10 ページの一般介護予防事業ということで、

こちらが今の人数ということですが、14 人ご利用されているということでご理解いただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 18 号の質疑を終結します。

次に、議案第 18 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 18 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 18 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号の質疑を行います。質疑はありますか。澤本議員。

○6 番（澤本 幹男君） 6 番、澤本です。

1 ページの下の川井地内の緊急不明水ということで、ご説明では大正橋の手前辺りということで、1,600m、46 か所調査ということで、2 年間にわたるんですけど、不明だから調査するんですけど、どういう内容か、もうちょっと教えていただければ、分かる範囲でよろしくをお願いします。

○議長（小峰 陽一君） ページは何ページになりますか。

○6 番（澤本 幹男君） 5 ページか。失礼しました。

○議長（小峰 陽一君） 分かりました。環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 6 番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

もう少し詳しい説明ということでございますけれども、この川井地内緊急不明水調査につきましては、先程ご説明したとおり、昨年 7 月 20 日、それと 8 月 29 日の夜間に、7 月 20 日につきましては、午後 7 時から 9 時までの 2 時間、それと 8 月 29 日につきましては、午後 7 時から 10 時までの 3 時間において、平常時につきましては、大体 50 m<sup>3</sup>の排水量に対して 1 時間当たりおよそ 276 m<sup>3</sup>の排出量が記録されたということでございます。

こちらの排水量につきましては、実際流量計がついてございませんので、こちらの川井 3 号マンホールポンプの監視通報システムによる計算上の数値ということで、正確な数字

ではないということをご理解いただければと思います。

実際、大体約5倍の流量が確認されたということでございます。確認されまして、集中豪雨が発生しているということで7月から8月にかけてマンホール内に、今回調査をしたものとはまた別の定点カメラを設置して、調査を行うということで、債務負担行為による調書で来年度に引き継ぐということになっております。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） ありがとうございます。ということは今年も、要するに、7、8月前にやるということでよろしいわけですね。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） こちらの債務負担行為の調査ということで、7月から8月にかけてマンホール内に定点カメラを設置して調査を行うということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

今の澤本議員の質問のところでございます。新規契約はされないということなんですけれども、同じ業者と契約をまた新たにされるんでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 4番、相田議員のご質問にお答えします。

こちら債務負担行為でございますので、新たな契約は行いませんので、引き続き同じ業者で調査をしていただくということになります。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員。

○4番（相田恵美子君） ありがとうございます。昨年の8月にも調査をされたわけですね。ご説明の中では昨年、煙を使ってというお話でしたけれども、それでは雨水の浸入の確認はできなかった、調査ができなかったということでございましたけれども、今回はまた違った形でカメラを設置してというお話でしたけれども、最初からそれができなかったのかなと思ったところです。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 4番、相田議員の再質問にお答えいたします。

こちらの調査につきましては先程申し上げましたとおり、煙の調査、それとマンホール内に簡易的なカメラを中に入れて調査を行ったということの内容の委託でございました。来年度行う調査につきましては、定点カメラを設置するという調査でございますので、今

回の費用の中にはその分は入ってございませんでしたけれども、同じ仕様で来年度も業者に引き続きやっていただくということになっておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。榎戸議員。

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

5ページの関連に併せて質問なんですが、昨今、埼玉の八潮市でしたっけ、下水のトラブルから道が陥没してなんていう大きな事故があったんで、ちょっと大きさが全然分からないんで確認なんですが、拡大解釈していくと道が陥没するぐらいの規模のものなのか、我々はそんな気にすることないレベルの流れ込みなのか、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 環境部担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 1番、榎戸議員のご質問にお答えいたします。

埼玉県八潮市の事故につきましては、実際、埋設の深さについては約10m、管渠の大きさについては4.75m、それと建設当時が昭和58年に整備されたということで42年経過しているという状況でございました。

町の規模につきましては、一番大きい地区が氷川から古里、古里から全てその流量を青梅市のほうに送っていきますので、川井地区のところが一番大きい管渠だと思いますので、こちらの先程ご説明した川井マンホールポンプの周辺ですと、管渠の深さが3m、管径、管の太さが35cmということでございます。

こちら川井地区の建設が平成18年ということでございますので、まだ18年程度しか経過していないということでございます。しかしながら、今回雨水が浸入した管渠につきましては、多少なりとも陥没等の影響は否めないという状況でございますので、このようなことが起きないように点検等を今実施しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野です。

これ1kmにわたってなんですけども、1kmというより川井側の桜木から丹縄までですよ。それ全域というのか、川井の大丹波の繋ぎのところから下なのか。大正橋を中心に上か下か、場所は分かるんでしょうか。質問です。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 8番、宮野議員の質問にお答えいたします。

今回の調査の範囲でございますけれども、大体字で言いますと、竹の原地区ということ

で、川井地区の半分より東側ということでございます。こちら川井3号マンホールポンプに入る流量というのは、先程ご説明いたしました氷川・古里から来る流量、それと大丹波から入る流量、それと川井地区のみの流量ということでございます。

7月20日の7時時点の集中豪雨のときには、氷川から入って氷川から古里を通じて川井地区に入ってくる流量がおよそ158 m<sup>3</sup>、それと大丹波から川井のほうに入ってくる流量が7.45 m<sup>3</sup>ということです。それで全体からこちらの流量を差し引いた110 m<sup>3</sup>ほどが川井地内から入っているという状況でございました。

ですから、この川井地内の通常1時間当たり20 m<sup>3</sup>ほどの流量なんです、そちらが大幅に流量が増えているというところで今回調査を川井地区に限定してさせていただいたという次第でございます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 質問ですか。宮野議員。

○8番（宮野 亨君） すみません、度々。前に川井の駅のところの大通りに出るところに何か所か陥没した穴が、それを直していただいた経緯があったんで、ちょっとそれを思い出して、そういうのが入ったのかなと思ったんですが、それは関係ないでしょうかね。関係あるかないかだけ。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 8番、宮野議員の再質問にお答えいたします。

こちら川井地区の周辺、川井駅の周辺、そちらから陥没されたということで、そちらからの流量は関係あるのかなのかというところでございますけれども、今回川井3号マンホールポンプにつきましては、川井大正橋の交差点のところということで、川井駅につきましては東側になりますので、そちらは関係ないということでございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第19号の質疑を終結します。

次に、議案第19号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第19号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 19 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 20 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 9 議案第 21 号 令和 7 年度奥多摩町都民の森管理運営特別会計予算、日程第 10 議案第 22 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 11 議案第 23 号 令和 7 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第 12 議案第 24 号 令和 7 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 13 議案第 25 号 令和 7 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第 14 議案第 26 号 令和 7 年度奥多摩町下水道事業会計予算、日程第 15 議案第 27 号 令和 7 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 20 号から議案第 27 号までの令和 7 年度奥多摩町一般会計をはじめとする各特別会計、企業会計全 8 会計の予算につきまして一括して提案のご説明を申し上げます。

令和 7 年度の予算編成方針及び予算編成の基本的な考え方、財政運営の基本的事項につきましては、本会議初日に町長から施政方針で申し上げておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、タブレット端末のサイドブックを開きましたトップページの緑色のフォルダ当初予算案の概要に令和 7 年度奥多摩町当初予算案の概要を格納しております。

各会計の予算の内容の詳細につきましては、予算特別委員会におきまして担当課長から説明させていただきますので、本日は総括的に説明をさせていただきます。

それでは、議案のフォルダ令和 7 年度当初予算のフォルダをお開きください。8 会計の予算書が格納されております。

はじめに、議案第 20 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

予算書の 3 ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 71 億 3,000 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して 1 億 8,000 万円の増、率にいたしまして 2.6%の増となります。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表

歳入歳出予算によるものということで、前年度予算と比較した歳入の増減は、令和7年度当初予算案の概要2ページに、歳出の増減は4ページに掲載しておりますので、後程ご確認いただきたいと思います。

次に、継続費でございますが、第2条継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費によるもの、町債でございますが、第3条町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表町債によるもの、一時借入金でございますが、第4条一時借入金の借入れの最高額を10億円と定めるもの、歳出予算の流用でございますが、第5条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

予算書の4ページをご覧ください。歳入につきまして説明させていただきます。歳入は4ページから6ページまででございます。

歳入では、前年度と比較して増額となる項目が款03 利子割交付金から款08 環境性能割交付金まで、5ページの款10 地方交付税、款14 国庫支出金から款16 財産収入まで及び6ページの款20 諸収入となります。

歳入の中で増額の大きな項目は、6ページの款20 諸収入で、デジタル基盤改革支援補助金の増などにより前年度と比較して1億3,431万4,000円、5ページの款15 都支出金で1億2,590万9,000円の増額となります。

前年度と増減なしの項目は、4ページの款09 地方特例交付金及び5ページの款19 繰越金で、それ以外の項目は前年度と比較して減額となります。

歳入の中で減額の大きなものは、款18 繰入金で、前年度と比較して2億3,300万円の減額となります。

次に、7ページをご覧ください。歳出につきまして説明させていただきます。歳出は7ページ及び8ページでございます。

歳出では、前年度と比較して増額となるものは、款01 議会費から款04 衛生費まで、8ページの款09 消防費、款10 教育費及び款14 予備費となります。

歳出の中で増額の大きなものは、7ページの款03 民生費で、前年度と比較して2億1,008万3,000円の増額で、保育所措置費、地域交流拠点整備助成事業費などによるもの、款04 衛生費が9,643万3,000円の増額で、これは生活排水対策事業費の増額等によるものでございます。

前年度と増減なしの項目は、8ページの款11 災害復旧費で、それ以外の項目は、前年度と比較して減額となりますが、歳出の中で減額の大きなものは、7ページの款07 商工費が前年度と比較して1億852万8,000円の減額で、観光施設整備事業費等によるもの、款06

農林水産業費が 7,588 万 3,000 円の減額で、内水面漁業環境活用施設整備事業費等によるもの、款 08 土木費が 7,347 万円の減額で、川井松葉地内分譲地造成工事等によるものでございます。

9 ページをご覧ください。第 2 表継続費でございますが、継続費とするものは、款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、庁舎建設整備事業、総額 44 億 9,557 万 6,000 円、年度及び年割額につきましては、令和 5 年度 4 億 6,369 万 3,000 円、令和 6 年度 3 億 88 万 3,000 円、令和 7 年度 2 億 3,800 万円、令和 8 年度 10 億 3,000 万円、令和 9 年度 24 億 6,300 万円でございます。

次に、款 8 土木費、項 4 住宅費、事業名、丹三郎水神前地内分譲地整備事業、総額 1 億 8,000 万円、年度及び年割額につきましては、令和 7 年度 1 億 2,000 万円、令和 8 年度 6,000 万円でございます。

次に、款 9 消防費、項 1 消防費、事業名、第 4 分団栃久保詰所建設事業、総額 9,416 万円、年度及び年割額につきましては、令和 7 年度 4,229 万円、令和 8 年度 5,187 万円でございます。

10 ページをご覧ください。第 3 表町債でございます。

起債の目的ですが、庁舎建設整備事業として 3,000 万円を予定しております。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第 20 号の説明を終わります。

次に、議案第 21 号 令和 7 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書をお開きいただき、3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,400 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して 100 万円の増、率にいたしまして 1.2% の増となります。

4 ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して、03 諸収入が 4,000 円、04 繰越金が 150 万円の増額、款 02 繰入金が 4,000 円、廃目となる都支出金が 50 万円の減額となり、款 01 使用料及び手数料の増減はございません。

5 ページをご覧ください。歳出におきましては、款 01 総務費が 102 万 1,000 円の増額、款 02 予備費が 2 万 1,000 円の減額となります。

以上で、議案第 21 号の説明を終わります。

次に、議案第 22 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書をお開きいただき、3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,100万円と定めるもので、前年度当初予算と同額の計上となります。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して款01使用料及び手数料が57万円の増額、款03諸収入が7万円、廃目となる都支出金が50万円の減額となり、款02繰入金及び款04繰越金の増減はございません。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、款01総務費が15万円の減額、款02予備費が15万円の増額となります。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

次に、議案第23号 令和7年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書をお開きいただき、3ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,300万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して3,500万円の減、率にいたしまして4.6%の減となります。

一時借入金でございますが、第2条一時借入金の借入れの最高額は1億円と定め、予算の流用でございますが、第3条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して減額となる項目は、款01国民健康保険税、款03都支出金及び款06繰越金、増額となるものは、款05繰入金となり、その他の項目につきましては、増減はございません。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して減額となる項目は、款01総務費、款02保険給付費、款08諸支出金、増額となるものは、款05保健事業費及び6ページの款09予備費となり、その他の項目につきましては、増減はございません。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

次に、議案第24号 令和7年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書をお開きいただきまして3ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,300万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して500万円の減、率にいたしまして2.0%の減となります。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して増額となるものは、款01保険料及び款02国庫支出金、減額となるものは、款03繰入金及び款05諸収入で、款04繰越金につきましては、増減はございません。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して増額となるものは、款03 保健事業費、増減のないものは、款05 諸支出金で、それ以外の項目は減額となります。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

次に、議案第25号 令和7年度奥多摩町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書をお開きいただき、3ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,300万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して2,000万円の増、率にいたしまして2.4%の増となります。

一時借入金でございますが、第2条一時借入金の借入れの最高額は1億円と定め、歳出予算の流用でございますが、第3条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して増額となるものは、款01 保険料、款03 国庫支出金から款05 都支出金まで及び款07 繰入金、減額となるものは、款09 使用料及び手数料となり、他の項目につきましては、増減はございません。

6ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して増額となるものは、款01 総務費、款02 保険給付費及び款06 予備費、減額となるものは、款03 地域支援事業費となり、款04 公債費及び款05 諸支出金は、増減はございません。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

次に、議案第26号 令和7年度奥多摩町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書をお開きいただき、2ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条業務の予定量は次のとおりで、計画人口は1万4,960人、年間処理水量は48万3,814 $\text{m}^3$ 、1日平均処理水量は1,326 $\text{m}^3$ 、主な建設改良事業は、処分場電気機械更新整備委託を予定しております。

3ページをご覧ください。第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、収入では6億4,237万1,000円を、支出では5億9,009万4,000円を予定しており、収入では前年度当初と比較して1,302万1,000円の減、率にして2.0%の減。支出では1,803万8,000円の減、率にして3.0%の減となります。

第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、収入では1億4,409万円を、支出では3億3,635万8,000円を予定しており、収入では前年度当初と比較して

9,811万7,000円の減、率にして40.5%の減、支出では1億254万7,000円の減、率にして23.4%の減となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,226万8,000円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金処分で補填するものでございます。

4ページをご覧ください。第5条一時借入金の限度額につきましては3,000万円と定め、第6条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

第7条議会の議決を経なければ流用する流用することができない経費として、第1号職員給与費2,078万9,000円としております。

第8条他会計からの補助金として、一般会計から補助を受ける金額でございますが、1億8,311万6,000円を予定しております。

第9条当年度利益剰余金のうち5,633万円を処分することを定めるものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

最後に、議案第27号 令和7年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書をお開きいただき、2ページをご覧ください。

第1条は総則でございます。

第2条業務の予定量は次のとおりで、病床数は41床、年間患者数は入院7,300人、外来1万2,727人、1日平均患者数は、入院20人、外来45人、年間時間外患者数は452人、年間訪問診療患者数は1,385人、主要な建設改良事業は、固定資産購入を予定しております。

第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、3ページをご覧ください。収入支出とも6億350万円で、前年度当初予算と比較して4,450万円の増、率にいたしまして8.0%の増となります。

第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、収入では500万円を、支出では1,812万1,000円を予定しており、収入は前年と当初予算と比較して4,220万円の減、率にして89.4%の減、支出では6,107万8,000円の減、率にして77.1%の減となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,312万1,000円は、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

4ページをご覧ください。一時借入金の限度額につきましては3,000万円と定め、第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費として、第1号職員給与費3億

9,145万円、第2号交際費10万円としております。

第7条他会計からの補助金として一般会計及び他会計から補助を受ける金額でございますが、第1号一般会計1億4,350万円、第2号国民健康保険特別会計1,000円、第3号都支出金9,618万6,000円、第4号町出資金500万円を予定しております。

第8条棚卸資産の購入限度額は5,832万円とするものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

以上で、議案第20号から議案第27号までの8会計の令和7年度予算の説明を終わります。慎重なるご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。只今上程の議案第20号から議案第27号までについては、議長を除く委員9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、本件については、予算特別委員会を設置し、これに付託をし、審査することに決定しました。

ここで予算特別委員会正副委員長の互選のため暫時休憩とします。休憩中に正副委員長の選出を行い、ご報告をお願いします。

午後3時30分休憩

午後3時33分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（新島 和貴君） 休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長に1番、榎戸議員、副委員長に3番、森田議員、以上のとおり選出されました。

報告は以上となります。

○議長（小峰 陽一君） 以上のとおり、予算特別委員会委員長は、1番、榎戸雄一議員、副委員長は、3番、森田紀子議員に決定しました。会期中に審査が終了するようお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は3月11日となっておりますので、明日3月8日から

10日までの3日間は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、明日3月8日から10日までの3日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、3月11日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。  
本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員